

# 豊川市公園施設等利活用・適正化計画

## 素 案

令和 7 年 月  
豊 川 市



# 目 次

<b>1. はじめに .....</b>	<b>5</b>
1. 1 計画の目的 .....	5
1. 2 地区区分 .....	5
1. 3 計画の位置づけと役割 .....	6
1. 4 計画期間 .....	6
1. 5 対象とする公園 .....	7
<b>2. 公園を取り巻く状況.....</b>	<b>9</b>
2. 1 公園の役割 .....	9
2. 2 国の動向 .....	10
(1) 新時代における公園行政に求められる観点 .....	10
(2) ストック効果向上について .....	10
(3) 今後の公園のあり方について .....	11
(4) 都市公園以外の公園のあり方の見直しについて .....	11
2. 3 公園の概況 .....	12
(1) 公園の概要 .....	12
(2) 公園の規模・配置 .....	14
(3) 公園施設の状況 .....	20
2. 4 現状把握のための各種調査結果 .....	21
(1) 市民アンケート .....	21
(2) 町内会利用調査 .....	29
(3) 位置情報ビッグデータ .....	30
(4) 子ども調査 .....	32
(5) 公園の美化活動アンケート .....	33
2. 5 維持管理の現状 .....	34
(1) 維持管理費の推移 .....	34
(2) 維持管理費の形態 .....	35
2. 6 公園の現状と問題点 .....	36
2. 7 本計画で対応すべき課題 .....	39
<b>3. 公園の利活用・適正化における基本的な考え方.....</b>	<b>41</b>
3. 1 目指すべき姿 .....	41
3. 2 基本目標、基本方針 .....	42
(1) 基本目標 .....	42
(2) 基本方針 .....	43

<b>4. 利活用・適正化に向けた公園の再編.....</b>	<b>45</b>
4. 1 公園の再編の考え方 .....	45
(1) 本計画を検討する地区単位について .....	45
(2) 検討手順について .....	46
4. 2 個々の公園の再編に向けた評価（1次評価） .....	47
(1) 再編の分類 .....	47
(2) 身近な小さな公園における再編に向けた評価 .....	48
4. 3 地域特性に応じた公園の再編に向けた評価（2次評価） .....	50
(1) 地区別公園再編方針の役割について .....	50
(2) 公園の再編にあたっての機能タイプ（役割設定）について .....	51
(3) 機能タイプの設定方法について .....	52
4. 4 地区別公園再編方針 .....	54
(1) 地区別公園再編方針について .....	54
(2) 公園の再編モデルケース .....	55
(3) 地区別公園再編方針 .....	58
<b>5. 公園の利活用・適正化における推進方策.....</b>	<b>112</b>
(1) 再編の効果を確認する指標 .....	112
(2) 推進方策及び施策 .....	113
<b>6. 公園の利活用・適正化における推進体制.....</b>	<b>116</b>
6. 1 推進体制 .....	116
6. 2 再編の実施プロセスについて .....	117
6. 3 再編スケジュールと計画の進行管理 .....	118

## 巻末資料　用語解説

### 資料編

- 1 現状把握のための各種調査結果
- 2 地区別カルテ

# 1. はじめに

## 1.1 計画の目的

現在、本市には264箇所の公園があり、その多くは設置から30年以上が経過しています。公園施設の老朽化に加え、人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化に伴い、公園施設の機能が十分に発揮されていない状況がみられるとともに、経年劣化等により多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えています。

これらのことから、公園の長期的に安定した維持管理や今後も機能を維持していくため、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」を策定し、効率的な利活用の推進を図っていきます。本計画策定にあたり、「第7次豊川市総合計画」や「第3次豊川市都市計画マスターplan」、「豊川市緑の基本計画」、「豊川市立地適正化計画」などの上位・関連計画や地域のニーズを踏まえ再編方針を定めます。

本計画では、地域特性やまちづくりの方向性との整合を踏まえ、①使いやすく魅力ある公園の再編、②地域全体で公園利活用推進、③長期的に安定した維持管理を目指します。

## 1.2 地区区分

地域全体における公園機能の向上を図るため、生活圏を供する小学校区に着目し、地区を設定します。

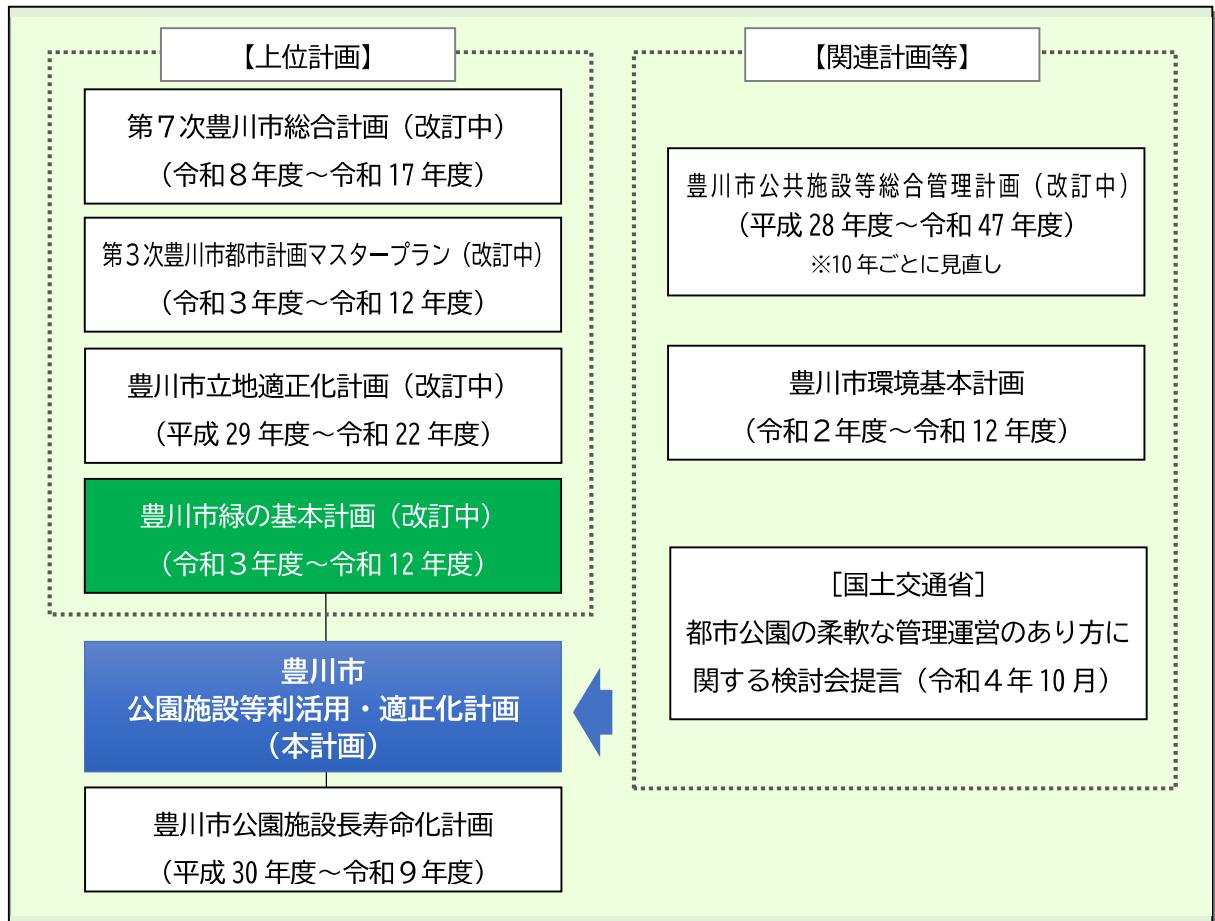


図 地区設定（小学校区）

## 1.3 計画の位置づけと役割

本計画は、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開した「豊川市緑の基本計画」に基づいて策定します。

また、「第7次豊川市総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスターplan」、「豊川市立地適正化計画」などの上位・関連計画との整合を図ります。



## 1.4 計画期間

本計画の期間は、概ね 20 年後の都市を展望しつつ、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを実施します。

## 1.5 対象とする公園

本市で整備されている公園には以下の種類があります。

### 都市公園

#### ①都市計画法に基づく都市計画公園

- ・都市計画法に基づき、都市計画決定された公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの

#### ②都市計画公園以外の都市公園

- ・地方公共団体が都市計画区域内に設置する都市計画施設ではない公園又は緑地

### 児童遊園等

- ・都市公園以外の市が管理する公園で児童遊園やちびっ子広場など

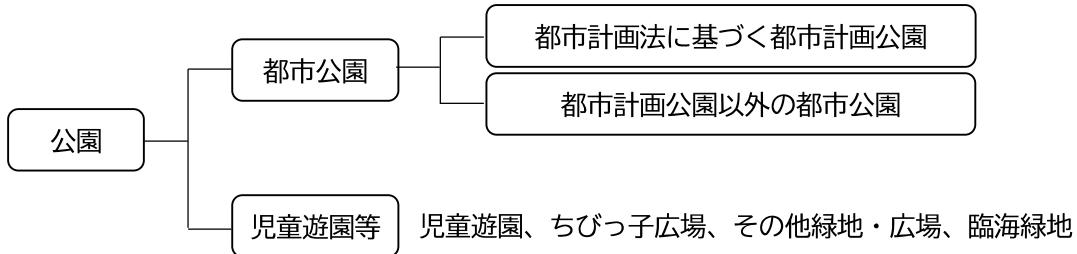


図 対象とする公園

本計画では都市公園及び児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地・広場、臨海緑地を対象とします。

なお、都市公園については住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまでさまざまな規模、種類のものがあります。公園の機能、目的、利用対象等について次ページに示します。

表 計画の対象とする公園数

区分	種類	公園種別	計画対象数(箇所)	公園の内容	該当する公園
都市公園	住区基幹公園	街区公園	97	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	美幸公園 曙公園 桜木公園 他
		近隣公園	11	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	三明公園 新道公園 本野原第一公園 他
		地区公園	4	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は面積4ha以上を標準とする。	桜ヶ丘公園 弘法山公園 佐奈川散策公園 手取山公園
	都市基幹公園	総合公園	1	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。	赤塚山公園
		運動公園	2	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。	豊川公園 スポーツ公園
	都市緑地等	緑地	7	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	行明緑地 緑町緑地 三上緑地 酢屋下緑地 御油松並木公園 豊川海軍工廠平和公園 さくら広場
其他の公園	児童遊園	児童遊園	36	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。	赤代児童遊園 西桜木児童遊園 他
		ちびっ子広場	58		西の谷ちびっ子広場他
	その他緑地・広場		46	都市計画法施行令25条第6号・7号、都市計画法施行規則第21条に基づいて設けられた緑地・広場等の他、上記に該当しない公園。	西ノ谷広場 炮六土広場 他
	臨海緑地		2	港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設（緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等）。港湾法に基づいて愛知県により設置され、本市へ移管又は管理実施。	御幸浜緑地 佐脇浜緑地
計		264			

- 注)
  - ・計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園（大木2号公園、駅東1号公園）を含める。
  - ・近隣住区=幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位
  - ・「都市公園」分の内容欄は国土交通省ホームページを参照

## 2. 公園を取り巻く状況

### 2.1 公園の役割

公園とは、法律上の定めはないものの、国土交通省が定める「第13版 都市計画運用指針」においては、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地と示されています。

公園の効果については、以下の2つの効果を持っています。

#### 【公園の効果】

利用効果：公園緑地を利用する住民にもたらされる効果

存在効果：公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等の都市構造上にもたらされる効果

#### 参考 公園の効果

##### 存在効果



緑の適切な配置による  
良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、  
大気汚染の改善



省エネルギー化  
(屋内外の気温の調節)



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を与える



行楽・観光の拠点



生物の生息環境

##### 利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な  
余暇活動の場



子供の健全な育成の場・  
競技スポーツ健康運動の場

(出典)公園緑地マニュアル 平成24年度版(一般社団法人日本公園緑地協会)

25

出典：国土交通省

## 2.2 国の動向

### (1) 新時代における公園行政に求められる観点

国土交通省では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成26年11月設置）」において、「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「公園を一層柔軟に使いこなす」の3点を重視し、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの方向性を示しています。

また、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤が一定程度整備されたステージにおいて、公園行政は緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に発揮させるステージへ移行すべきとされています。

### (2) ストック効果向上について

公園のストック効果を高めるための工夫として、ストックの再編の考え方には、「機能の再編」と「配置の再編」の2つがあります。

今後はこの2つの再編の考え方を重視することが求められています。

#### 「機能の再編」

- ・公園ごとの特性に応じて魅力向上、機能分担を行う
- ・核となる公園を中心として機能重複の解消、選択と集中による魅力向上を図る

#### 「配置の再編」

- ・小規模公園の集約・統合により機能向上を図る
- ・公園用地を活用して公共施設を集約化し都市機能の向上を図る

#### 参考 公園の再編のイメージ

##### [配置の再編（集約化）]

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



##### [機能の再編]

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



出典：国土交通省

### (3) 今後の公園のあり方について

令和4年には国土交通省から民間との連携による、より柔軟に公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について提言が示されています。

この提言では「使われ活きる公園」の実現に向けて、3つの取組みが求められています。

- ◇新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする
- ◇しなやかに使いこなす「仕組み」をととのえる
- ◇管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる

### (4) 都市公園以外の公園のあり方の見直しについて

令和7年3月19日に国土交通省から「開発行為に伴い設置する公園について（技術的助言）」の通知が発出されています。

本通知では、適切な維持管理が困難になっている開発行為に伴う既存公園についても、公園ストックの再編・廃止について検討すべきとの考え方が示されています。

#### 2. 公園等のストック再編・廃止について

過去に開発行為に伴い設置した小規模な公園等（以下「既存公園等」という。）については、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、設置目的を十分に果たしていないものも見受けられる。

このような既存公園等については、周辺の公園等と機能を分担させることにより有効活用や魅力向上を図ることや、量的に地域のニーズを既に充足している場合には廃止することも考えられる。

廃止にあたっては、地域の町内会等と管理協定を締結している場合は、関係者間で十分な調整を図るとともに、周辺住民等への丁寧な説明を重ね、地域の合意形成を図るべきである。また、既存公園等が都市公園として位置付けられている場合には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第16条の規定や、都市公園法運用指針（令和6年12月国土交通省都市局）の7「都市公園の保存規定について（法第16条関係）」を踏まえ、検討する必要があることに留意すること。

出典：国土交通省

## 2.3 公園の概況

### (1) 公園の概要

#### ①市民1人当たりの公園面積

##### ○都市公園

市民1人当たりの都市公園面積は13.06m<sup>2</sup>/人であり、全国平均の約10.8m<sup>2</sup>/人、愛知県平均の約7.99m<sup>2</sup>/人（出典：「令和3年度末愛知県都市公園現況」）を上回っている状況です。

表 都市公園の整備量（令和6年4月現在）

区分			①都市計画公園		②都市計画公園以外の都市公園		小計		備考
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都市公園	基幹公園	街区公園	73	20.6	21	4.3	94	24.9	
		近隣公園	10	14.4	1	1.8	11	16.2	弘法山公園 供用3.47ha
		地区公園	2	7.6	2	8.4	4	16.0	
	都市基幹公園	総合公園	1	25.1	0	0	1	25.1	
		運動公園	2	20.4	0	0	2	20.4	
	小計		88	88.1	24	14.5	112	102.6	
	広域公園		1	137.3	0	0	1	137.3	県営東三河ふるさと公園 都市計画決定面積175.0ha
	都市緑地		4	6.8	2	3.3	6	10.1	緑町緑地は未供用で含まない
合計			93	232.2	26	17.8	119	250.0	

※面積の数値は供用面積とする。六光寺公園、大木2号公園、駅東1号公園は含まない。

##### ○その他の公園

都市公園以外の市が管理するその他の公園は、市内に設けられている児童遊園やちびっ子広場などの小さな公園や、三河湾沿いの沿岸部の埋め立て地に設けられた臨海緑地などがあり、都市公園同様、レクリエーションの場として市民に親しまれています。

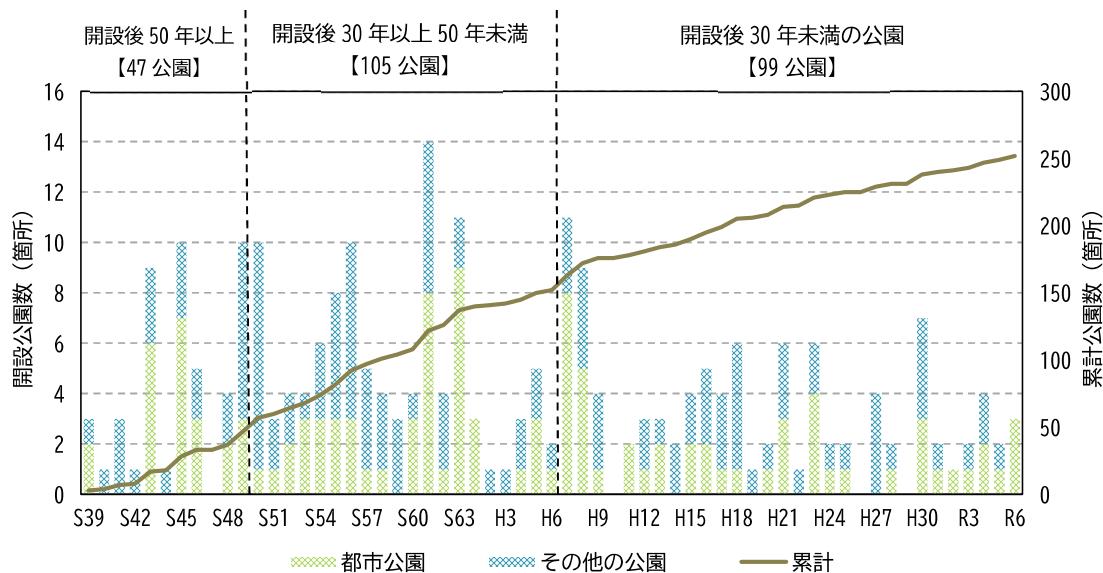
表 その他の公園の整備量（令和6年4月現在）

区分		箇所数	面積(ha)	備考
児童遊園		36	2.5	
ちびっ子広場		58	3.1	
小計		94	5.6	
臨海緑地	緑地・広場	46	9.3	
	御津臨海緑地	2	12.3	
三河臨海緑地		1	12.5	
小計		49	34.1	
合計		143	39.7	

## ②開設年度・開設後の経過年数

本市の都市公園、その他の公園の設置経過年数は、50 年以上が経過した公園が 47 公園、30 年以上 50 年未満の公園が 105 公園あります。

今後、設置後 50 年以上経過する公園が増々増加する見込みとなっており、計画的な改修、更新、再編などが必要となっています。



※都市公園の内、東三河ふるさと公園、六光寺公園、緑町緑地は含まない。その他の公園の内、緑地・広場について 10 公園の供用年度が不明

図 公園の設置年

公園の経過年数別の配置図をみると、50 年以上経過している公園は、中心市街地周辺と昭和 40 年代に開発された住宅団地に多くみられます。

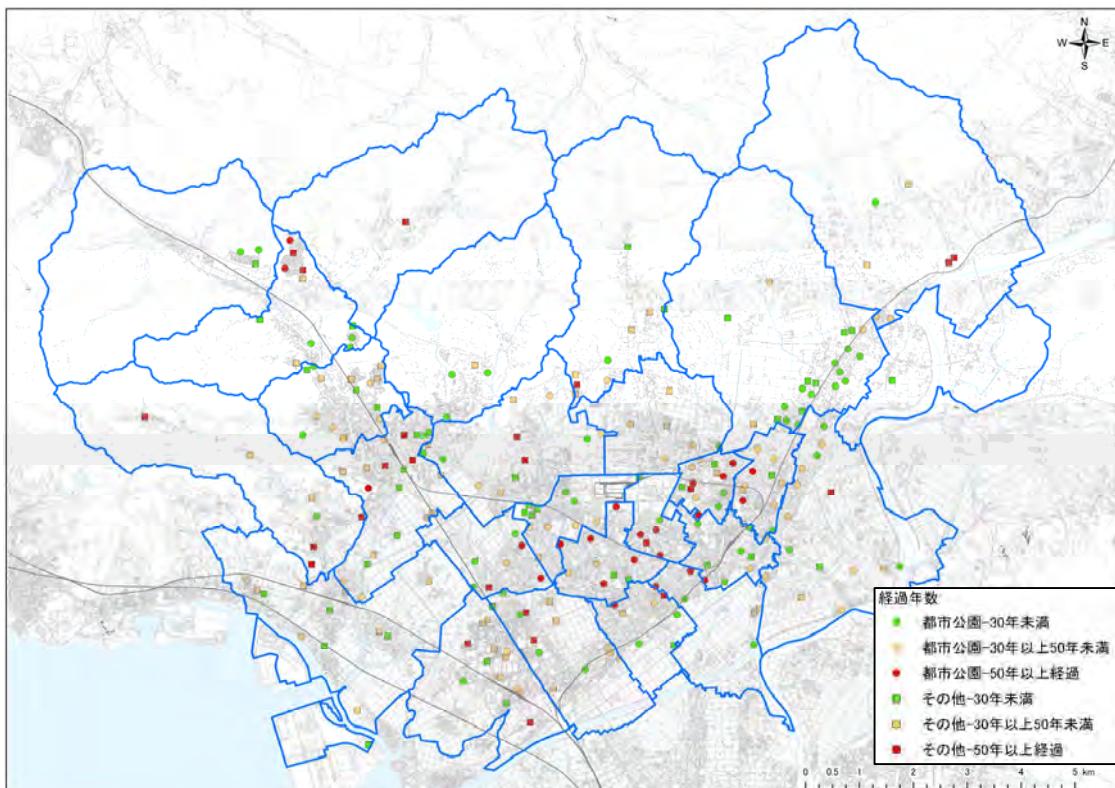


図 公園の経過年数

## (2) 公園の規模・配置

### ①公園の規模

公園規模は、街区公園が中心となる 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,500 m<sup>2</sup>未満の公園が最も多くなっています。本市には県営東三河ふるさと公園や赤塚山公園、臨海緑地など 10ha を超える大規模な公園も存在しています。

また、面積 330 m<sup>2</sup>を下回る小規模な公園が 40 箇所も存在しています。

表 面積別公園種別数の内訳

面積区分	都市公園						その他の公園					合計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	広域公園	児童遊園	ちびっ子広場	緑地・広場	臨海緑地	
330 m <sup>2</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	-	3	22	15	-	40
330～500 m <sup>2</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	-	10	14	5	-	29
500～1,000 m <sup>2</sup> 未満	8	-	-	-	-	-	-	18	16	6	-	48
1,000～2,500 m <sup>2</sup> 未満	47	-	-	-	-	1	-	5	6	11	-	70
2,500～5,000 m <sup>2</sup> 未満	30	-	-	-	-	2	-	-	-	6	-	38
5,000～10,000 m <sup>2</sup> 未満	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
10,000～50,000 m <sup>2</sup> 未満	-	11	4	-	-	3	-	-	-	3	1	22
50,000～100,000 m <sup>2</sup> 未満	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
100,000 m <sup>2</sup> 以上	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	4
合 計	94	11	4	1	2	6	1	36	58	46	3	262

※六光寺公園、緑町緑地は含まない。

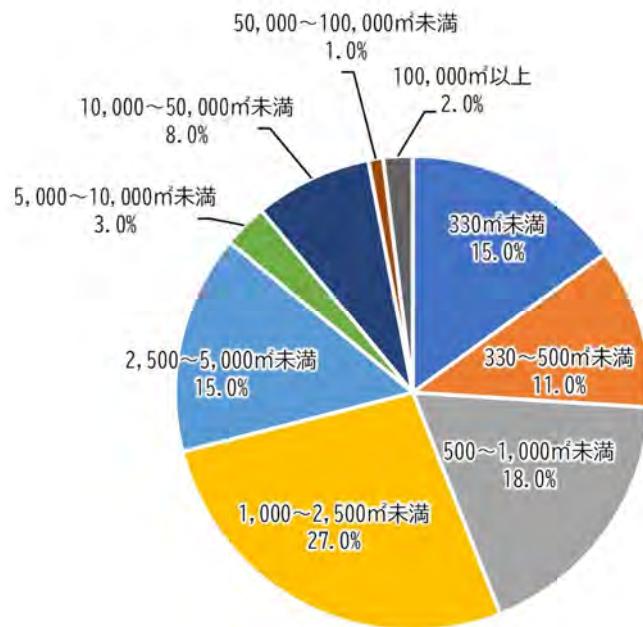


図 面積別公園数の割合

## ②公園の配置

### ○立地適正化計画と公園配置現況

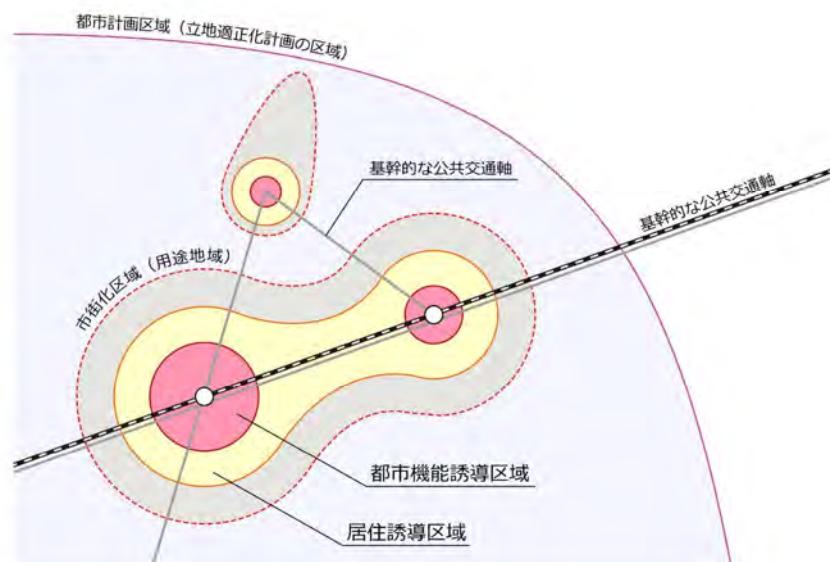
都市計画区域内には市街化区域と市街化調整区域があり、この区域区分をすることで、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図っています。

公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの推進に向けた「豊川市立地適正化計画」では、市街化区域の中に、都市機能施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

立地適正化計画にて示された都市機能誘導区域、居住誘導区域と公園の配置を重ねると次ページのとおりです。

都市機能誘導区域、居住誘導区域内には公園が配置されている状況ですが、一部には居住誘導区域内の中で公園整備が進んでいない地区がみられます。

### 参考 立地適正化計画制度のイメージ



出典：国土交通省 立地適正化計画の手引き【基本編】

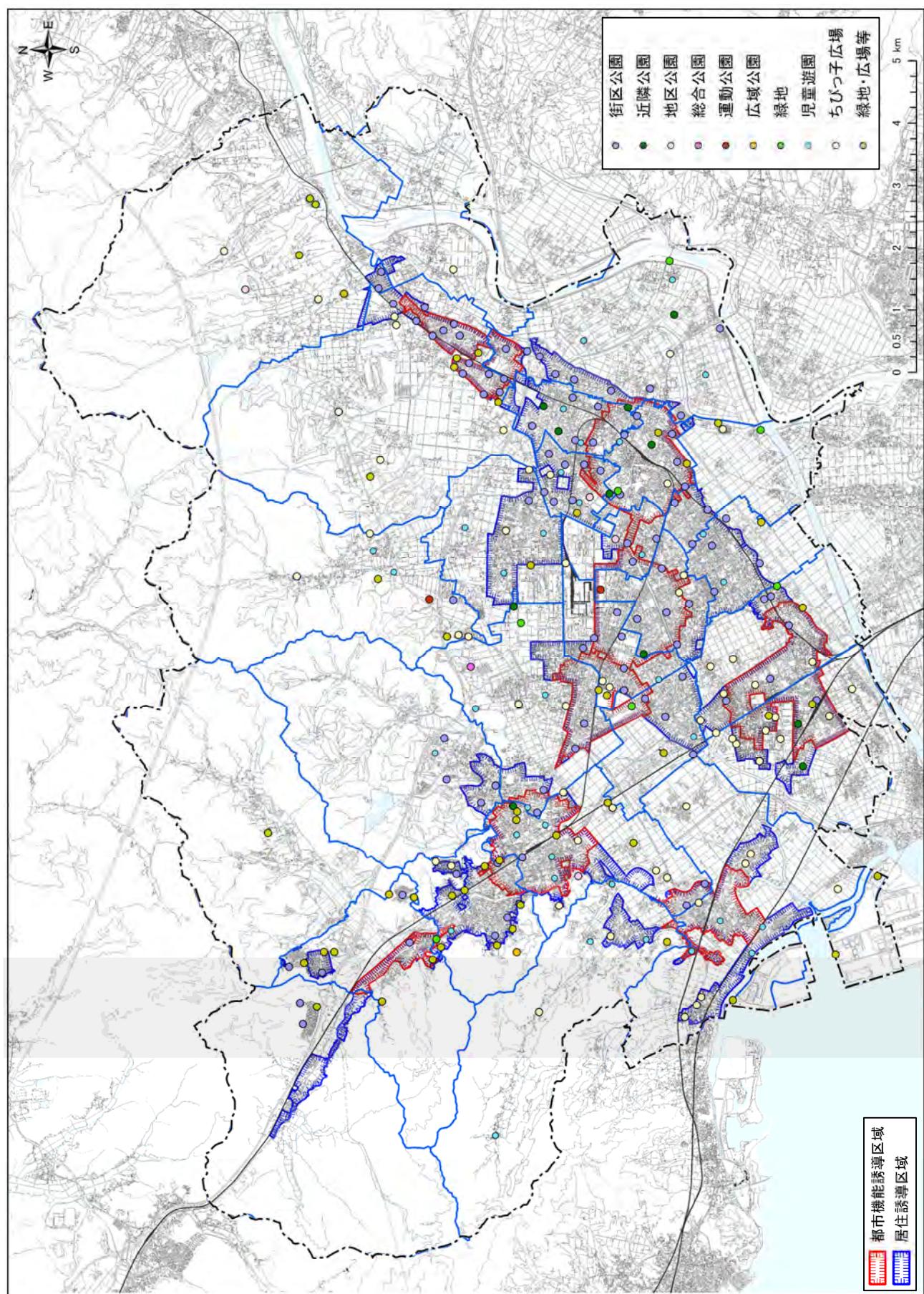
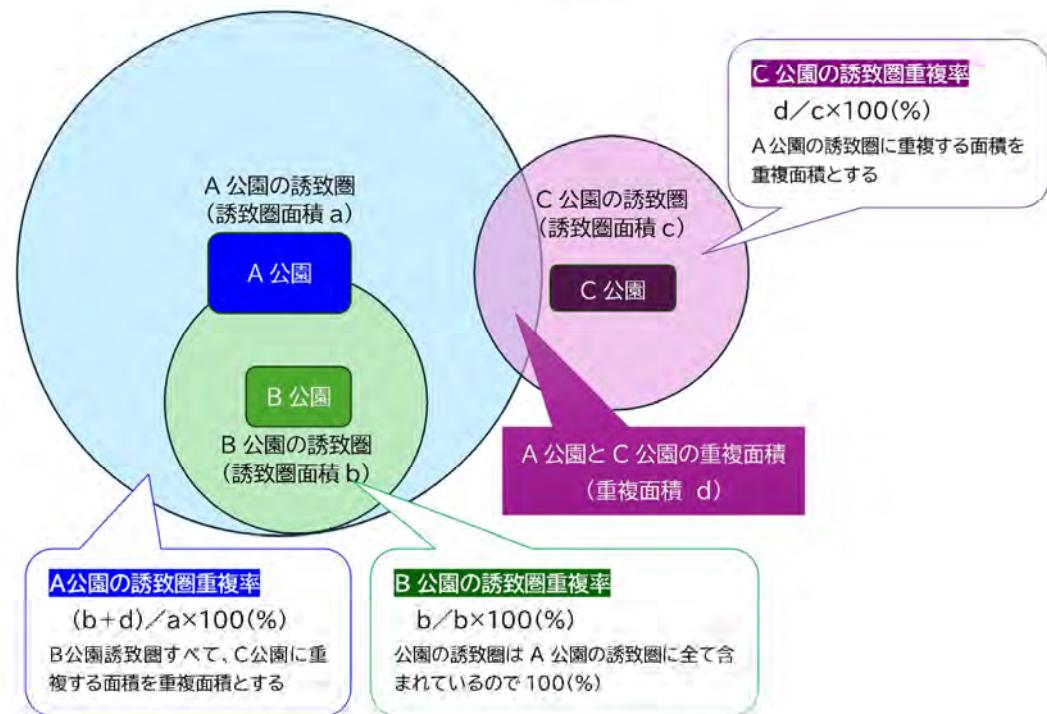


図 立地適正化計画における誘導区域と公園配置

## ○公園誘致圏の重複率

各公園の公園誘致圏の重複率により、充足状況を確認します。公園誘致圏の重複率は地域によって大きく異なりますが、公園種別ごとの重複率の平均は、街区公園、近隣公園、その他緑地広場で重複率50%程度となっています。

■公園誘致圏重複率(%) = 当該公園の誘致圏内における重複面積/当該公園の誘致圏面積×100



種別	対象公園数	※	誘致圏 (半径)	重複率 (平均)
都市公園	街区公園	97	250m	49.9%
	近隣公園	6	500m	54.3%
	地区公園	—	—	—
	総合公園	—	—	—
	運動公園	—	—	—
	都市緑地	3	250m	38.5%
その他の公園	広域公園	—	—	—
	児童遊園	36	250m	38.5%
	ちびっ子広場	58	250m	39.3%
	その他緑地・広場	33	250m	51.6%
	臨海緑地	—	—	—
	計	233	—	—

※ 対象公園数は次ページのとおり、大きな公園を除く身近な小さな公園を対象とする。

図表 公園誘致圏の重複率

## ■ 身近な小さな公園とは

本計画の「身近な小さな公園」とは、以下の本計画の対象とする公園のうち街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地を示します。

表 対象公園数及び公園の誘致距離の設定内容

種別	公園数			誘致圏 半径	誘致圏の設定内容	
	全体	市所管	対象			
都市公園	街区公園	97	97	97	250m	都市計画運用指針において公園の配置に関する誘致距離は、街区公園 250m、近隣公園 500mを標準とすることが望ましいと示されている。 ただし、市内 11箇所の近隣公園のうち、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている5公園（新道、本野原第一、礼通、稻荷、大崎）は対象外とする。
	近隣公園	11	11	6	500m	
	地区公園	4	4	—	—	都市計画運用指針において地区公園の誘致距離 1kmを標準とする記載はあるが、市内の地区公園は広域的な利用であるため対象外とする。
	総合公園	1	1	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	運動公園	2	2	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	都市緑地	7	7	3	250m	市内 6箇所の緑地のうち街区公園と同種機能を持つ3緑地（行明、酢屋下、さくら広場）を対象とする。
その他の公園	広域公園	1	—	—	—	県管理公園のため対象外とする。
	児童遊園	36	36	36	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	ちびっ子広場	58	58	58	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	その他緑地 ・広場	46	46	33	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。 ただし、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている1公園（南山グラウンド）や狹小な緑地等は対象外とする。
	臨海緑地	3	2	—	—	身近な小さな公園ではないため対象外とする。
合計		266	264	233	—	

網掛けは、誘致距離の設定の対象外を示す。

注) 計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園（大木2号公園、駅東1号公園）を含める。

## 【都市公園】

都市公園である街区公園は、居住誘導区域内では概ね適正に配置されていますが、桜木小学校区や一宮西部小学校区などでは誘致圏が重複し、長沢小学校区、御津南部小学校区、三蔵子小学校区、小坂井西小学校区、小坂井東小学校区では公園の空白地がみられます。

## 【都市公園以外】

都市公園以外の公園（児童遊園やちびっ子広場など）の配置は市全域となっていますが、代田小学校区や国府小学校区、小坂井西小学校区などでは近接した配置となっています。

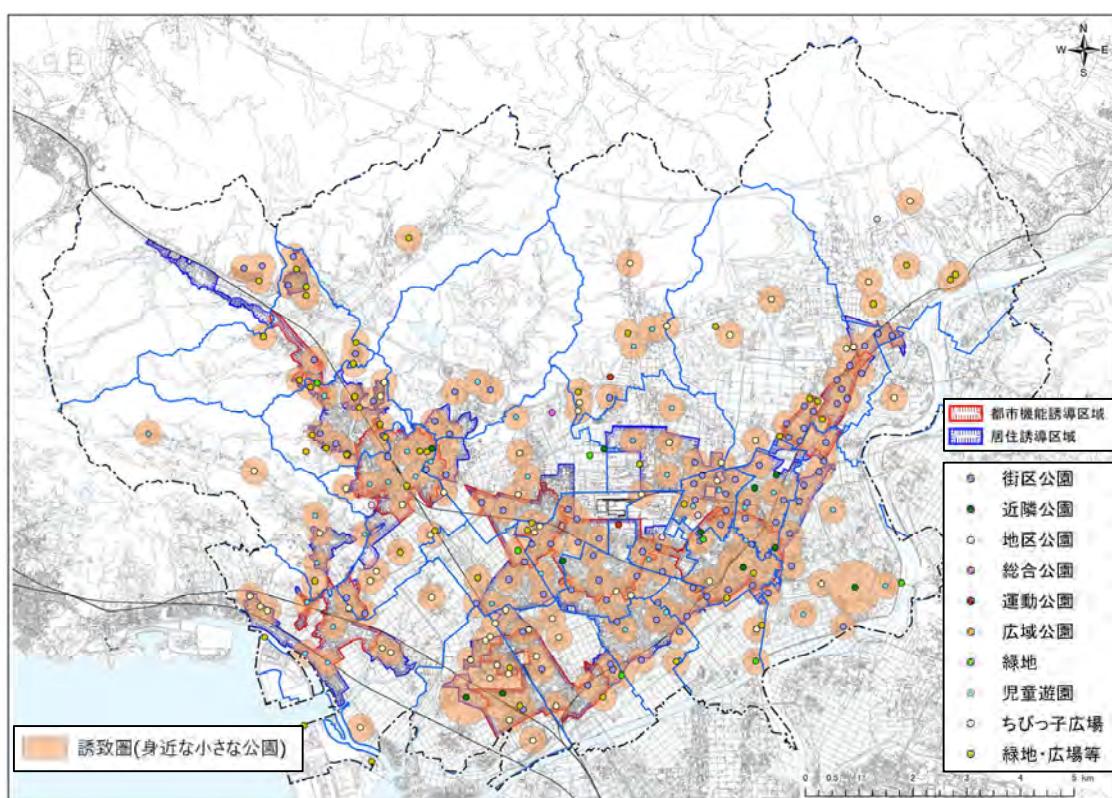


図 公園誘致圏図

### (3) 公園施設の状況

本市では、平成30年に都市公園を対象に「豊川市公園施設長寿命化計画」を策定しました。この計画における調査では、全公園施設の約22%に重度の劣化があると判定(C、D判定)しています。それを受け、今後10年間の修繕・更新計画を策定し、順次対策に取組んでいます。都市公園法により平成5年までは児童のための公園には「ブランコ」、「砂場」、「すべり台」の設置が義務づけられていたこともあり、街区公園などは類似した遊具の設置がみられます。

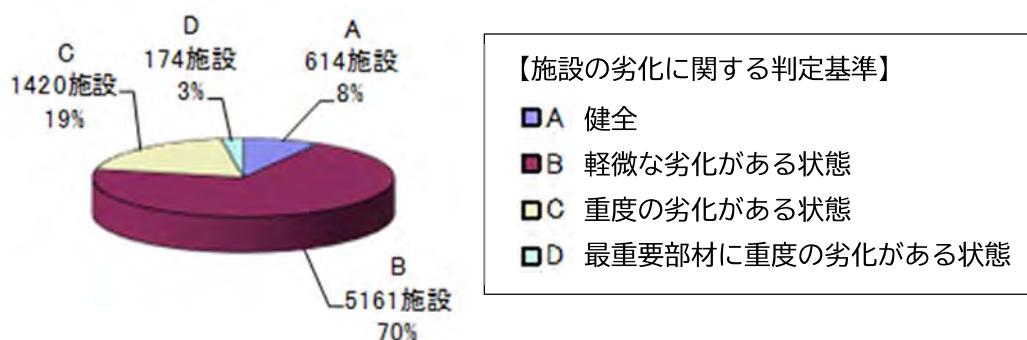


図 都市公園の施設判定結果(赤塚山公園を除く)

#### ■劣化している施設の状況



ひび割れしている園路



休憩施設付近の舗装の剥がれ



再塗装が必要な照明柱



座板の劣化がみられるベンチ

出典：豊川市公園施設長寿命化計画

## 2.4 現状把握のための各種調査結果

本計画の策定にあたって、市民の皆さんの公園利活用・維持管理への意見を反映させるため、「公園の利活用に関するアンケート調査」及び町内会の公園利用や位置情報ビッグデータによる「利用状況調査」を実施しました。

また、本計画とは別に、公園に関連する市民ニーズ調査として、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「子ども調査」（令和6年度、豊川市子育て支援課）及び公園維持管理に関わっている団体への「公園の美化活動アンケート調査」（令和6年度、豊川市公園緑地課）が別途実施されており、それらも併せて各調査結果を示します。

### ■本計画策定において実施した調査（資料編を参照）

調査名	本計画内の略称
公園の利活用に関するアンケート調査	市民アンケート
町内会における公園利用状況調査	町内会利用調査
位置情報ビッグデータによる利用状況調査	位置情報ビッグデータ

### ■既存の調査（資料編を参照）

調査名	実施年・担当課等	本計画内の略称
豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査	令和6年3月 子育て支援課	子ども調査
豊川子ども調査	平成29年4月 子育て支援課	
公園の美化活動アンケート調査	令和6年度 公園緑地課	公園の美化活動アンケート

#### （1）市民アンケート

##### ■調査概要

アンケートの目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる市民ニーズの反映
アンケート対象者	市内在住18歳以上で各小学校区の人口配分を踏まえ4,000人を無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年10月21日～令和6年11月20日
回収結果	回収数1,730通（回収率43.3%）
主な設問内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・回答者の属性（年齢、性別、住まい等）</li><li>・「身近な小さな公園」の利用状況、感じていること等</li><li>・「大きな公園」の利用状況、感じていること等</li><li>・公園の行政（税金）負担の考え方</li><li>・ボール遊びについて</li><li>・公園について今後望むこと</li><li>・自由回答</li></ul>

※調査結果は資料編を参照

## ①利用頻度

### 【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が 60.0%と最も多く、「年に数回程度」、「月に1～2回程度」と続いている。週1回以上利用する人は 11.9%である。

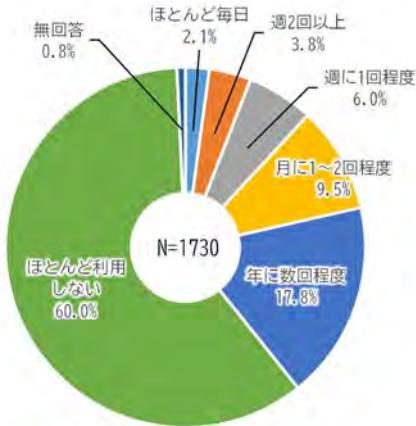


図 利用頻度(身近な小さな公園)

公園が密に配置され公園誘致圏の重複が多い市街化区域の地区において、利用していない人の割合は5割弱の結果であり、公園利用には地域差はあるものの、利用している人は限定的な傾向がうかがえる。

### 【大きな公園】

大きな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が 42.5%で最も多く、続いて「年に数回程度」が 36.9%である。

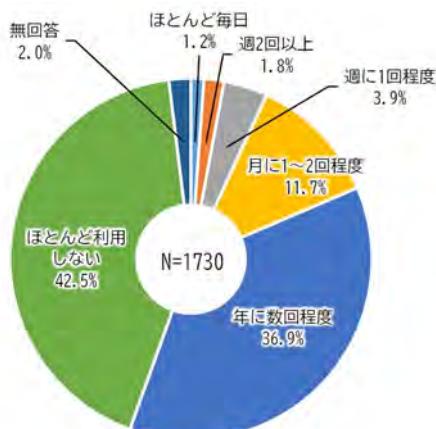


図 利用頻度(大きな公園)

大きな公園利用者の約6割が赤塚山公園を利用しておらず、大きな公園の利用頻度が高くなるのは、赤塚山公園がよく利用されているためと考えられる。

## ②身近な小さな公園までの距離

身近な小さな公園までの距離については、「ふつう」が 51.5%、続いて「近い」が 19.1%であり、「遠い」とした人は 2.7%で最も少ない。

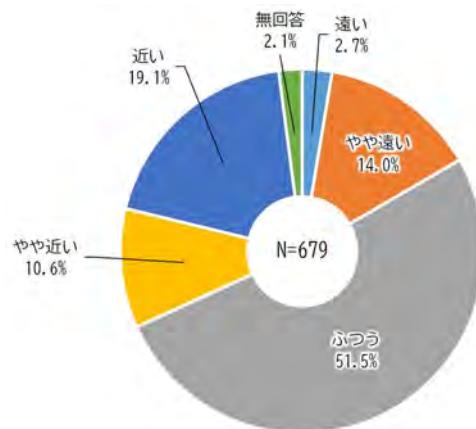


図 身近な小さな公園までの距離

公園までの距離は約8割が「ふつう」～「近い」と回答が多い一方で、公園が少ない地区では半数程度の人が遠いと感じており、地域に応じた機能見直しの必要がうかがえる。

## ③公園の広さ

### 【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の広さについては、「ふつう」とした人が 58.8%であり、半分以上の人人が適当と思っており、「広い」までを含めると 70.4%である。

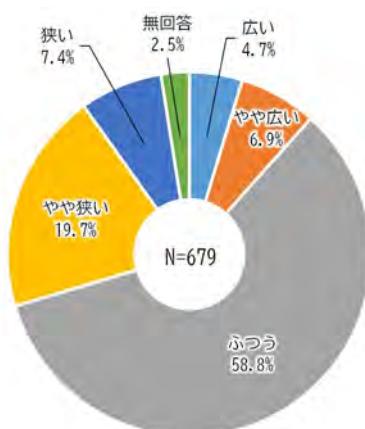


図 公園の広さ（身近な小さな公園）

公園の広さは約7割が「ふつう」～「広い」と回答しているが、散歩や花を楽しむなどの静的な利用、又は遊具や広場で遊ぶ動的な利用など、年齢によって求める公園の広さが異なっていることがうかがえる。

#### ④公園の施設量

##### 【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の施設量については、「やや少ない」38.7%、「ふつう」38.0%である。

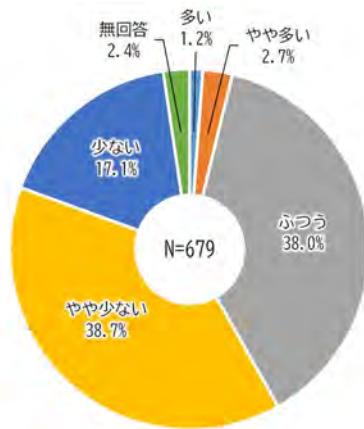


図 公園の施設量（身近な小さな公園）

公園で子どもと遊ぶ機会が多い 30~40 歳代では、公園の施設量が「やや少ない」との回答が多いことから、現状の公園施設が利用者ニーズに即していないことが考えられる。

##### 【大きな公園】

大きな公園の施設量については、「ふつう」が 54.3%、続いて「やや少ない」が 20.9%である。

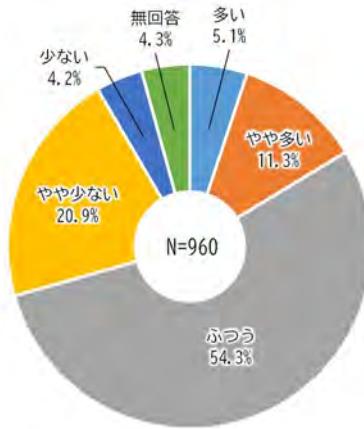
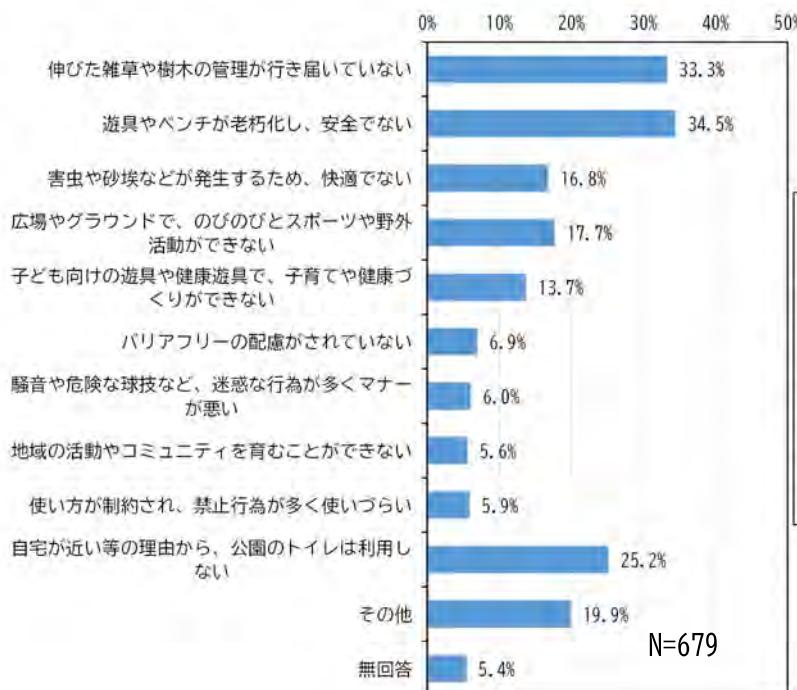


図 公園の施設量（大きな公園）

大きな公園では、公園で子どもと遊ぶ機会が多い 30~40 歳代や乳児を持つ親は施設が多いと感じており、利用が多い赤塚山公園の施設が充実しているためと考えられる。

## ⑤身近な小さな公園に対して感じていること

身近な小さな公園に対して感じていることについては、「遊具やベンチの老朽化」、「伸びた雑草や樹木の管理」に不安を持つ人が各々34.5%、33.3%である。

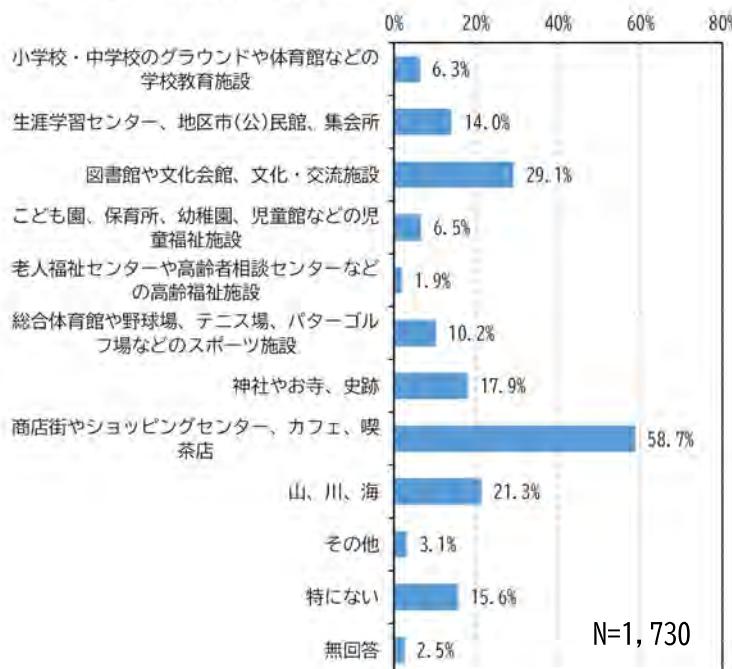


公園の管理が行き届いていない要因として、樹木の大木化による影響や施設の老朽化及びその施設量の多さが考えられ、それらが利用者への不満につながっていることがうかがえる。

図 身近な小さな公園に対して感じていること（複数回答）

## ⑥身近な小さな公園以外の利用する施設

身近な小さな公園以外で利用する施設については、「商店街やショッピングセンター、カフェ、喫茶店」が58.7%で最も多く、続いて「図書館や文化会館、文化・交流施設」が29.1%である。

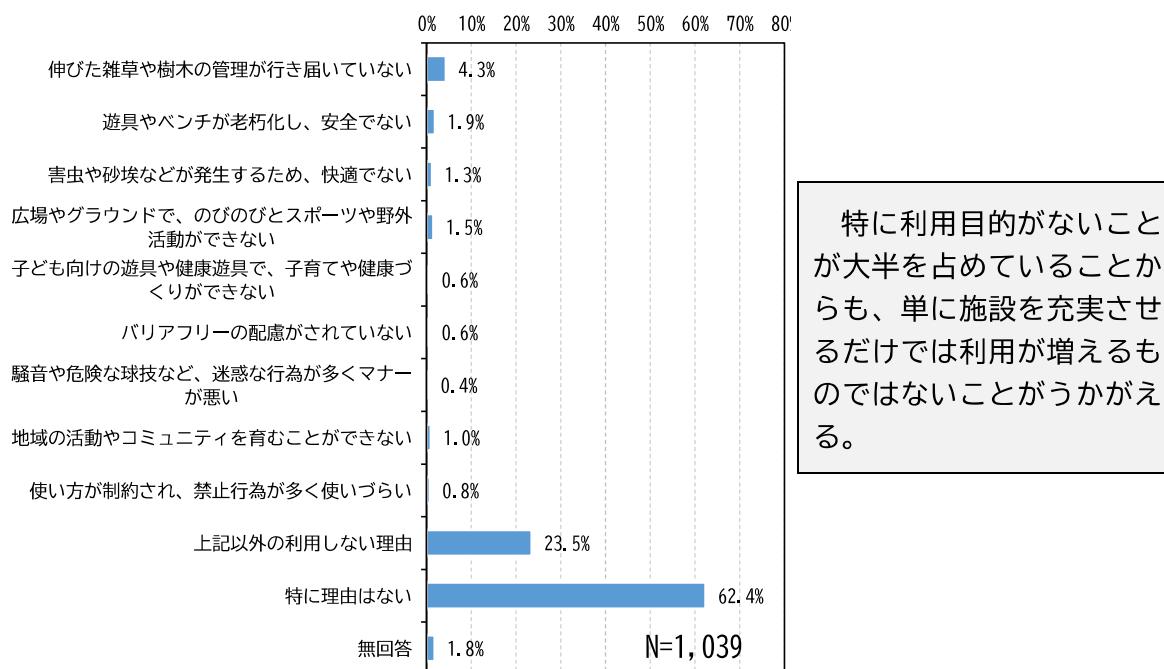


公園数が少ない地区では、公共施設、学校、社寺等の利用があり、公園機能と類似する施設の利用がうかがえる。

図 身近な小さな公園以外の利用する施設（複数回答）

## ⑦身近な小さな公園を利用しない理由

身近な小さな公園を利用しない理由については、「特に理由はない」が 62.4%、「その他の利用しない理由」が 23.5%である。

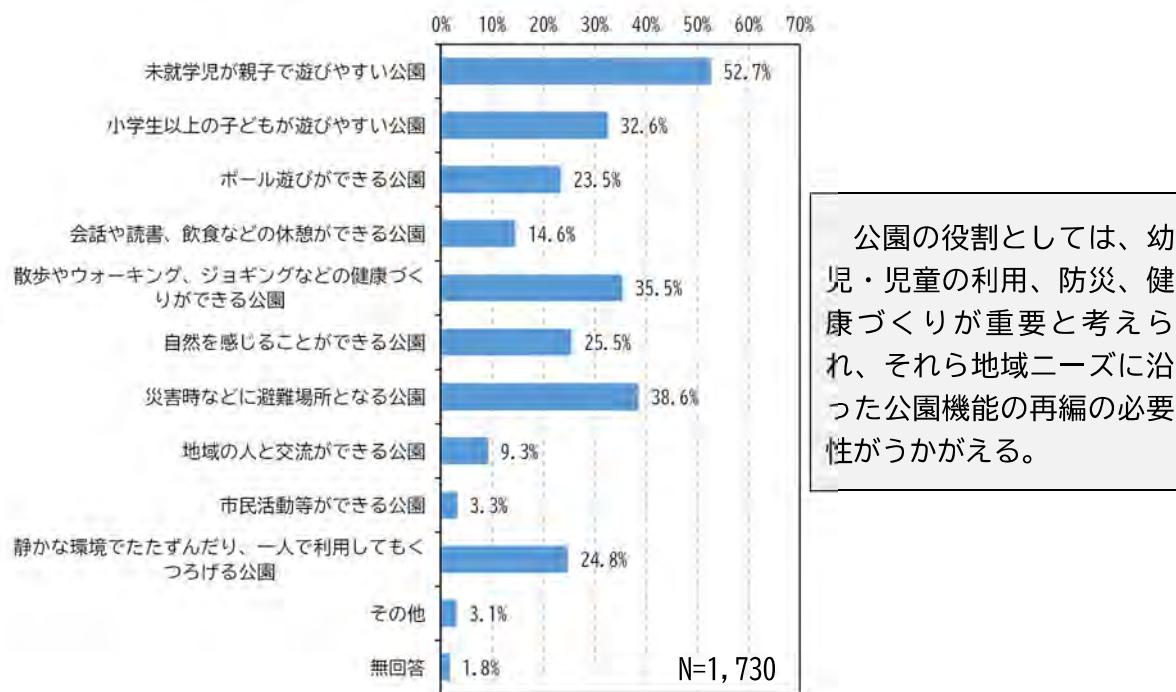


特に利用目的がないことが大半を占めていることからも、単に施設を充実させるだけでは利用が増えるものではないことがうかがえる。

図 身近な小さな公園を利用しない理由（複数回答）

## ⑧身近な小さな公園の役割

身近な小さな公園に求める役割については、「未就学児が親子で遊びやすい公園」が最も多く 52.7%、「災害時などに避難場所となる公園」38.6%、「散歩やウォーキング、ジョギングなどの健康づくりができる公園」35.5%と続いている。



公園の役割としては、幼児・児童の利用、防災、健康づくりが重要と考えられ、それら地域ニーズに沿った公園機能の再編の必要性がうかがえる。

図 身近な小さな公園の役割（複数回答）

## ⑨大きな公園に望むこと

大きな公園に望むことについては、「花や緑が豊かな景観」28.0%、「マルシェ、キッチンカー等の飲食イベント」25.1%、「災害時の避難機能の充実」23.2%の順に多く、全体として幅広く回答が分かれている。

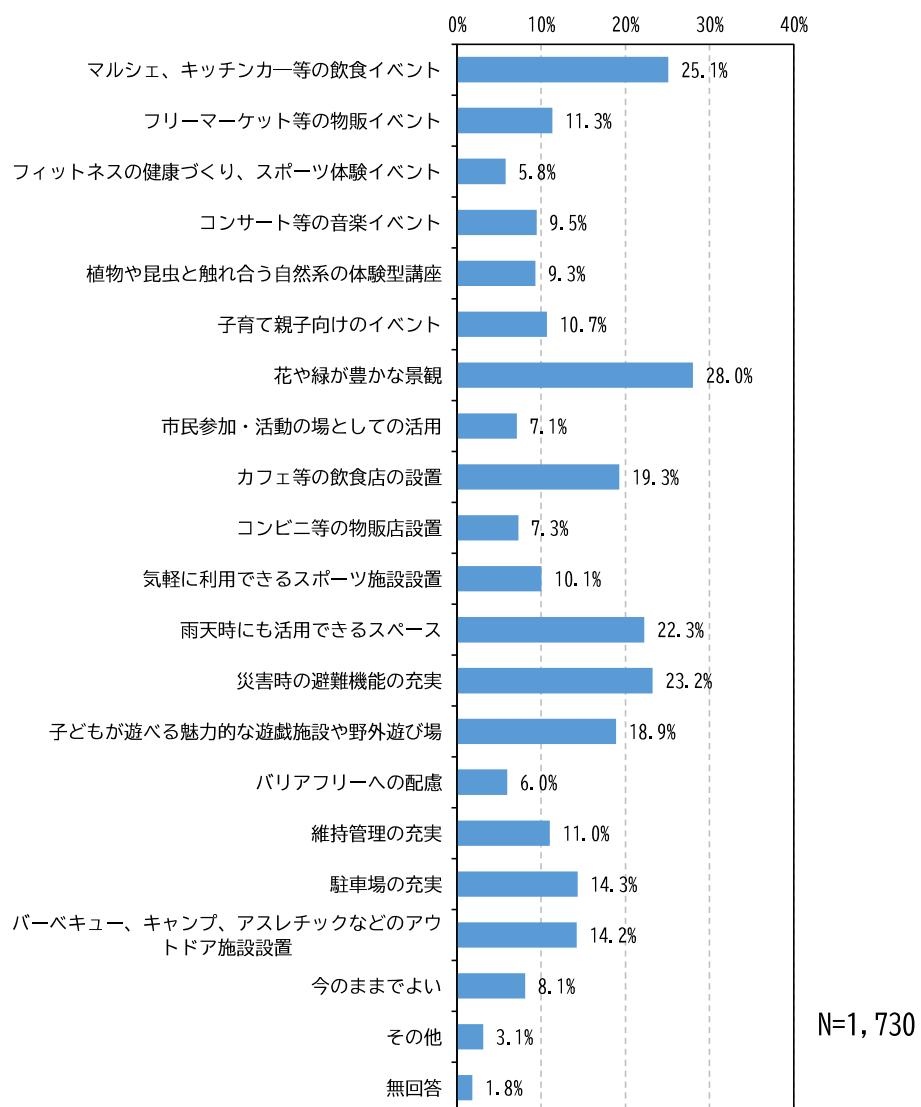


図 大きな公園に望むこと（複数回答）

大きな公園に望むこととして、花や緑の豊かさや魅力ある利用(各種イベント、遊戯施設や野外施設等)、防災機能の向上を中心に幅広い回答が寄せられており、多世代を対象に多様な機能が求められている。

## ⑩利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない身近な小さな公園については、「役割の見直しを行い、存続」が最も多く 49.0%、続いて「集約・統合、他用途で有効活用」が 24.0%であり、「現状のまま」とする人は 10.5%で少ない。

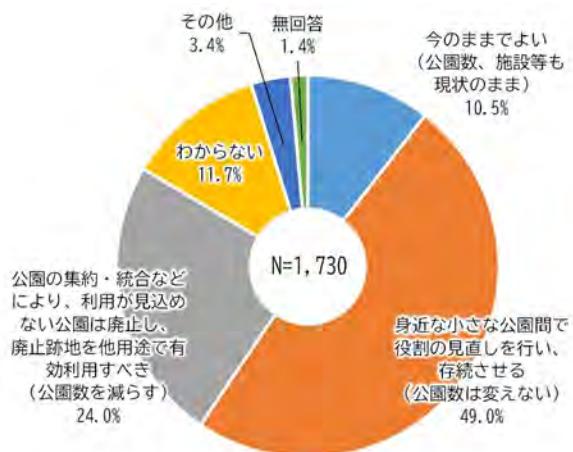


図 利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない公園については、今までよいとする人は約 1 割と少ないと見直しの必要性が高いことがうかがえる。

## ⑪行政負担の考え方について

公園に関する行政負担の考え方については、「現状並みとすべき」が最も多く 44.6%、続いて「わからない」とした人が 21.7%である。「負担を増やし、充実すべき」と「負担を減らす」はそれぞれ約 1 割で少ない。

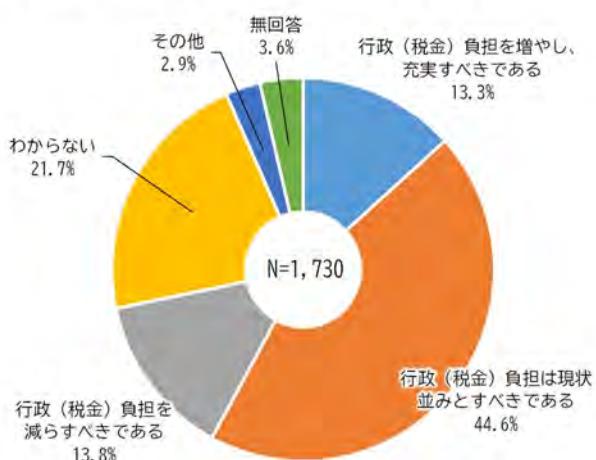


図 行政負担の考え方

行政負担の考え方として、現状並みや減らすべきとの回答が約 6 割であり、行政負担が増えないことを多くの人が求めていることがうかがえる。

## (2) 町内会利用調査

### ■調査概要

調査の目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる町内会の公園利活用についての現況調査		
調査対象者	市内の各町内会における会長 159 名		
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査実施期間	令和6年11月18日～令和6年12月18日		
回収結果	回収数 140 通（回収率 89.3%）		
調査対象	・街区公園 95 箇所 ・その他緑地 34 箇所 ・児童遊園 36 箇所 ・ちびっ子広場 58 箇所		
主な調査内容	・町内会による活用頻度 ・町内会が活動を実施している公園数 ・町内会の活動人数 ・町内会の活動で公園を利用していない理由		

町内会での利用は、身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」は多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント・祭り」、「自然を楽しむ活動」等がみられる。

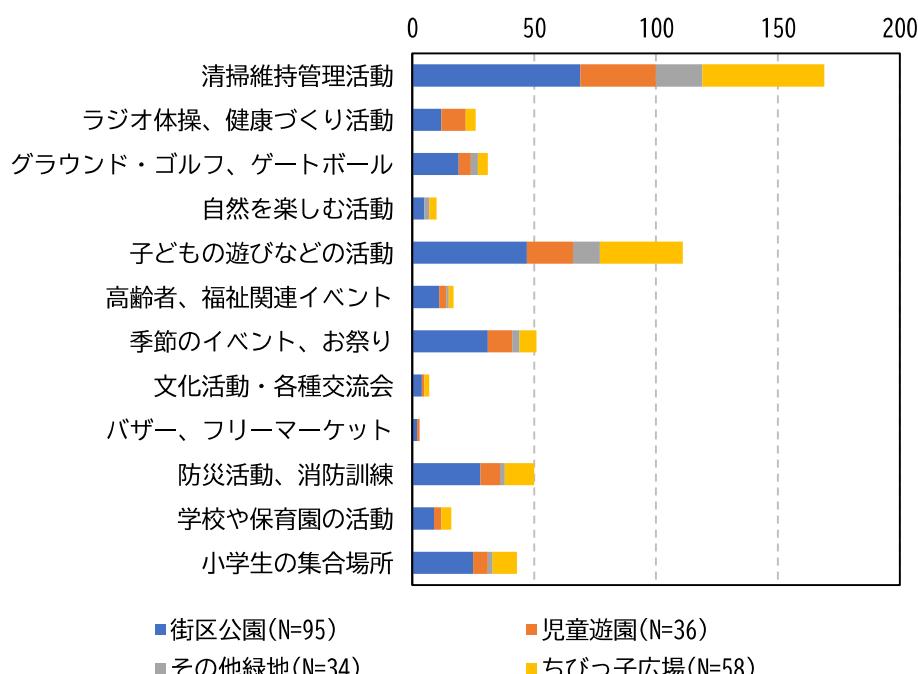


図 町内会における公園の活動件数

地域差はあるが、清掃活動以外ではほとんど利用されていない。

### (3) 位置情報ビッグデータ

#### ■調査概要

調査の目的	豊川市の公園の利用状況や利用特性の現状を把握し、公園施設利活用・適正化計画にむけた基礎資料とするための調査
調査対象	都市公園、児童遊園、ちびっ子広場
調査対象期間	平成 30 年 8 月～令和 6 年 7 月
調査方法	KDDI Location Analyzer (KLA) の統計データを活用。KLA は au スマートフォンユーザーの位置情報を拡大推計したビッグデータであり、GPS 情報を基に実人数に近い形で推計値（推計値 ≠ 実際の人数）を算出。
調査項目	・利用者数、利用者属性、滞在時間、時間帯別の利用者数の変化を把握 ・期間内におけるリピーター率を分析（都市公園のみ）
留意点	・10 代以下のデータ未提供、秘匿処理のため人数データが 1～3 割程度少なめに算出される傾向がある。 ・除去する少人数の閾値（しきいち：境目の値）はプライバシー保護のため非開示。0 人なのか、秘匿処理をしているかは分からないように処理されている。 ・公園に隣接して集会所等がある場合などはその公園以外の利用者を抽出することがあるが、これは位置情報の誤差の影響と考えられる。

※調査結果は資料編を参照

#### ①年別利用者数

- 公園利用者は年々減少傾向となっている。

(人)

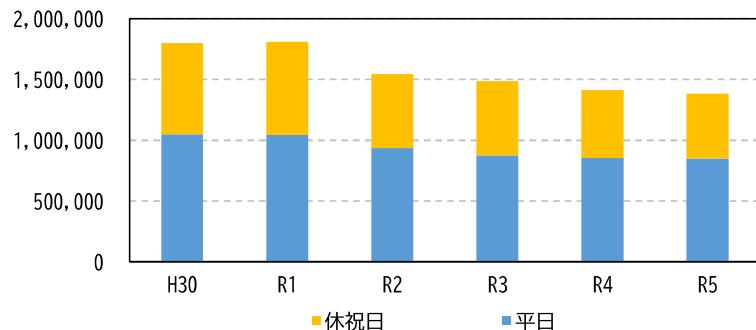


図 年別利用者数（都市公園）

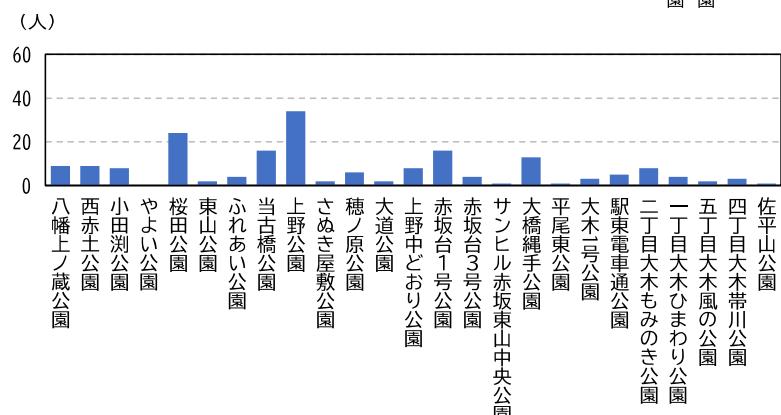
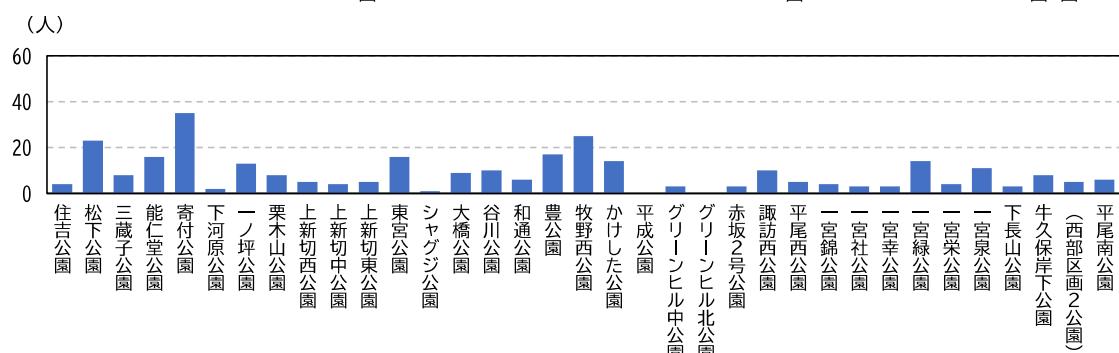
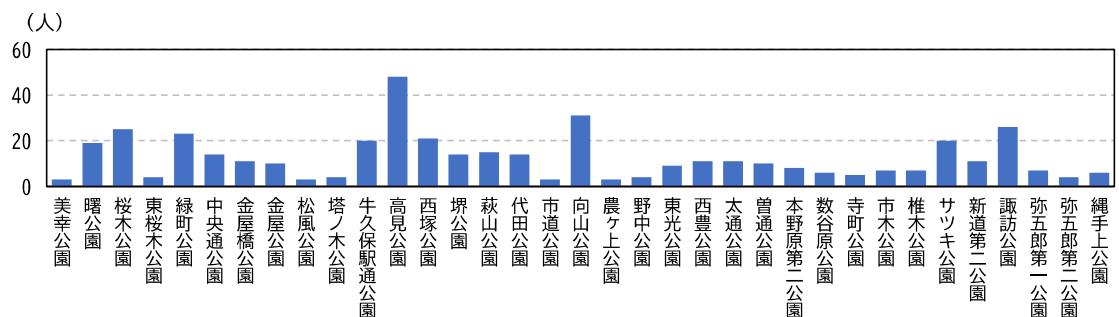
※データの集計は各年 8 月～翌年 7 月を 1 年として集計している。

#### ②公園別日平均利用者数

- 市内では「赤塚山公園」の利用者が最も多く、次いで、「県営東三河ふるさと公園」、「豊川公園」、「佐奈川散策公園」、「スポーツ公園」、「桜ヶ丘公園」の順となっている。街区公園においては、概ねスポーツ施設のある公園や面積が広い公園の利用者数は多くなっている。
- 公園当たりの 1 日平均をみると、大きい公園の利用者が多く、面積規模の小さい街区公園では日平均 10 人以下となっている。

利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しており、概ね公園面積が大きい公園の利用が多く、小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によってはさまざまな年代の利用がみられる。

【街區公園】



【近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・都市緑地・広域公園】

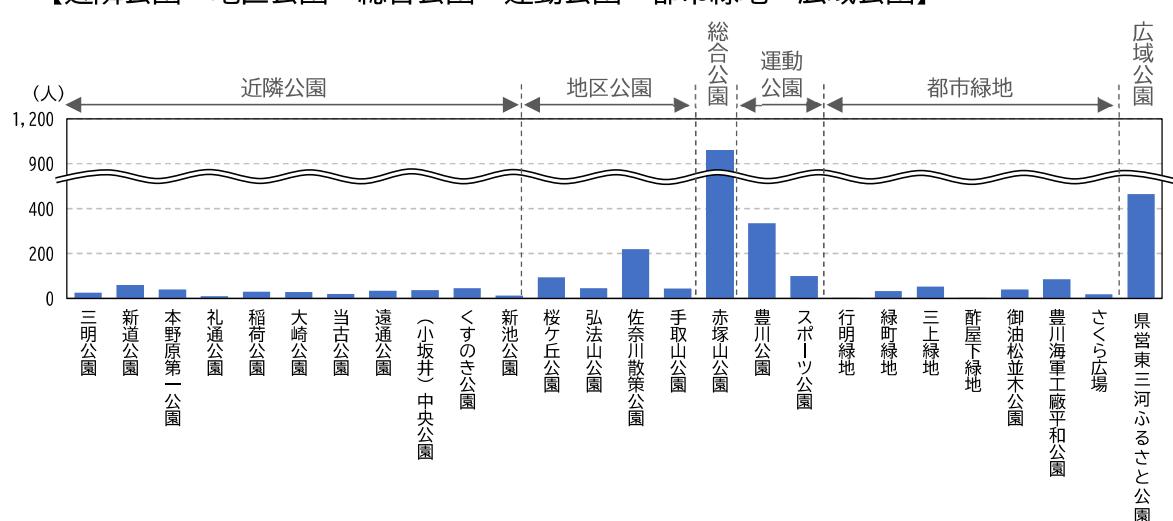


図 公園別日平均利用者数<年間・2023年>

#### (4) 子ども調査

(豊川子ども調査及び豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査における自由意見の抜粋(子育て支援課実施))

##### ■調査概要

アンケートの目的	子どもの学習状況や生活習慣を中心に調査し、子どもたちの健康とよりよい学習環境及び「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とする
アンケート対象者	(豊川子ども調査) 豊川市立小学校5年生、豊川市立中学校2年生の中からそれぞれ750人を無作為抽出 (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 豊川市在住の就学前の子どもがいる家庭及び小学生の子どもがいる家庭の中からそれぞれ2,000人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収及びWebでの回答
調査実施期間	令和5年12月23日～令和6年1月19日
回収結果	(豊川子ども調査) 小学5年生 回収数351通(回収率46.8%) 中学2年生 回収数340通(回収率45.3%) (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 就学前児童 回収数903通(回収率45.2%) 小学生児童 回収数945通(回収率47.2%)

##### 【小学生の意見】

- ・小学生では、公園に関する意見は全228件中40件であり、18%を占める。
- ・遊具の増設や自由に好きなだけ好きなことができる公園、ボール遊びができる公園がほしいなど、自分たちの遊び環境や施設に対する意見が多い。

##### 【中学生の意見】

- ・中学生では、全173件中11件(6%)と公園への意見の割合は低い。
- ・広いスペースや多くの人が交流できるような公園整備に関する意見があり、小学生の意見で多かった遊具に関する意見は少ない傾向である。

##### 【就学前の保護者の意見】

- ・就学前の保護者からは、よく利用されている赤塚山公園などの評価がよい。
- ・公園整備や管理に関わる全体的な意見、遊具の機能の向上や駐車場確保への要望などがある。

##### 【小学生の保護者の意見】

- ・小学生の保護者からは公園の新規整備や屋内で遊べる施設、外遊びの企画への要望、維持管理面をしっかりしてほしいという意見がみられる。
- ・バスケットコートなどのスポーツ施設整備への意見も多い。

## (5) 公園の美化活動アンケート

### ■調査概要

アンケートの目的	「愛着ある（魅力ある）公園」を維持していくよりよい方法を検討するための参考とするための調査
アンケート対象者	都市公園・児童遊園・広場で美化活動をしている全団体（令和6年4月1日現在）62団体
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年9月20日～令和6年10月21日
回収結果	回収数57通（回収率91.9%）
回答者の管理区分内訳	都市公園74箇所、児童遊園等（その他広場）21箇所

### 【主な結果（関連アンケート抜粋による）】

- ・清掃活動の頻度では、約半数の団体が週1回以上の活動を行っている。
- ・清掃活動を継続していく課題としては、メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保などが挙げられている。
- ・活動に必要となる道具の支給など行政からの支援策についても要望があり、今後の活動に向けては、各種イベントの実施やSNS等での情報発信を求める意見がある。

表 公園の美化活動調査 結果概要

設問番号	項目	調査結果の概要
1	清掃の活動人数	●10名以上が最も多い。 ・「5人未満」(12.3%)、「5人以上10人未満」(17.5%)、「10名以上」(70.2%)
2	活動の内容 (複数回答)	●除草、清掃を中心であるが、遊具・施設点検（3団体）なども実施している団体もある。 ・除草(57団体)、清掃(53団体)、剪定などの樹木管理(44団体)、花壇の手入れ(35団体)
3	清掃の活動の頻度	●多くの団体が週1回以上の頻度で実施している。 ・「毎日」(13.0%)、「週に2～3度」(13.0%)、「週に1度」(20.4%)、「月に1度」(37.0%)
4	清掃の活動を継続していくうえでの課題	●メンバーの高齢化に伴う人材の確保が必要である。 ・「メンバーの高齢化」(42.9%)、「活動を行う人材の確保」(33.9%)、「活動のための消耗品等の確保」(8.9%)
5	剪定ハサミの貸し出しや花苗や肥料等の補助金制度	●補助金制度へのチラシを作成するなどの周知が必要である。 ・「支援策を活用したことがある」(25.9%)、「支援策は知っているが、使ったことはない」(16.7%)、「支援策があることを知らなかった」(51.9%)
6	清掃の活動をしていくうえでの行政からの支援策	●地元委託料に消耗品費が含まれているものの、現在の清掃活動をしていくうえでは、支援策が不足している。 ・「活動に必要な道具（竹ぼうき・熊手・てみ・剪定ハサミ）の支給」(21.4%)、「活動に便利な物品貸し出し（ブロアー・草刈り機）」(15.9%)、「活動PRのための旗（のぼり）、帽子等のグッズの支給」(9.5%)
7	やってみたいなど思うイベント等	●活動と併せて各種イベント等をやってみたいとしている団体も多い。 ・「花壇づくりをして花を植える活動」(12.8%)、「地元小学校・中学校と連携した清掃活動」(11.5%)、「老朽化したベンチや遊具の塗装ボランティア活動」(9.3%)、その他のイベント(19.8%)
8	清掃の活動内容を発信	●市ホームページやSNSで情報発信してもらいたいとしている団体も多い。 ・「市ホームページやSNSで発信してもらいたい」(25.9%)、「町内会等で独自で発信しているが、市でも発信してもらいたい」(3.7%)

## 2.5 維持管理の現状

### (1) 維持管理費の推移

公園全体の維持管理費の推移をみると、10年前に比べて約50%程度高くなっています。これは、公園数が増加している要因の他、開設後50年経過した公園が増加し、各種設備の更新・改修に係る費用が増加していることが要因です。

主な維持管理費の直近3年間の内訳をみると、指定管理料や樹木管理、草刈清掃の費用が多くなっています。特に、令和5年度の樹木管理、草刈清掃の費用はそれぞれ年間7,000万円程度となっています。

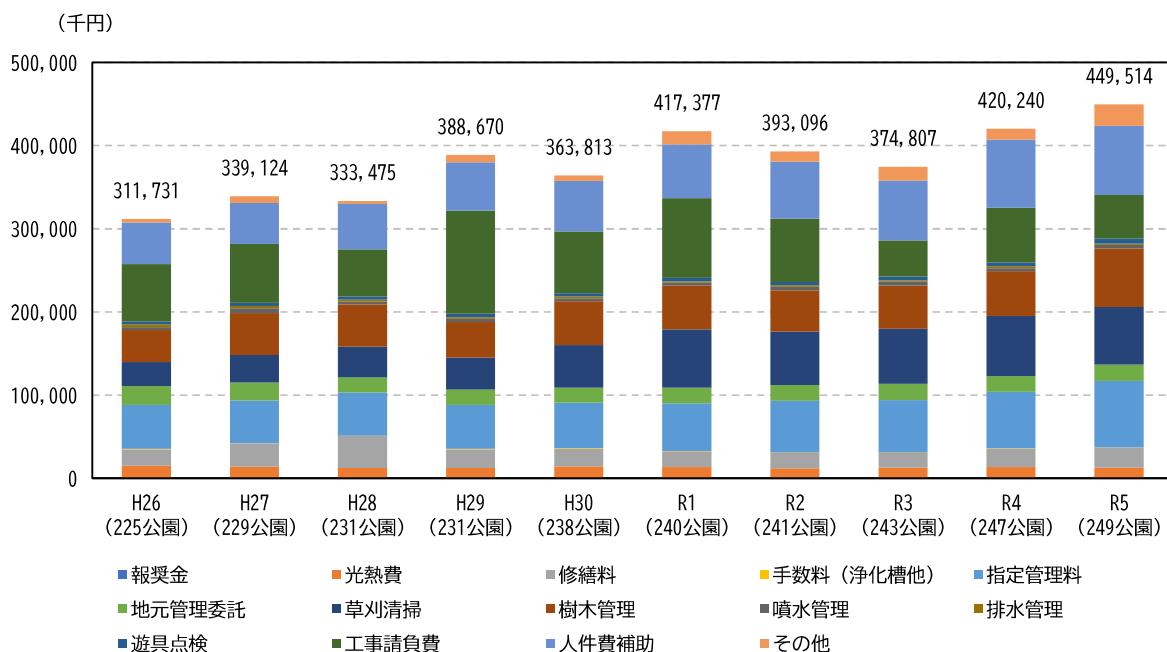


図 全体維持管理費

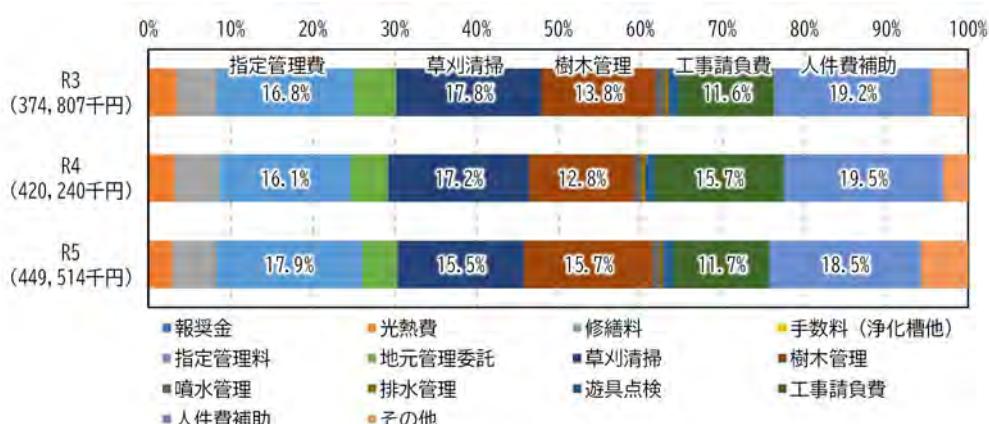


図 直近3年間の維持管理費の内訳

## (2) 維持管理費の形態

公園の維持管理は、行政と地域市民の協働による維持管理が行われています。協働の形態としては、地元の老人会や町内会が除草・清掃・剪定等を行って、市は都市公園法に基づく管理の他、専門的な樹木管理、清掃、遊具点検、噴水管理や浄化槽管理などについて実施しています。

赤塚山公園は、指定管理者制度を活用して管理運営しています。

表 公園管理形態

公園区分		箇所	方式
都市公園	住区基幹公園(街区・近隣・地区) 都市緑地	119	直営 市民協働
	総合公園 赤塚山公園	1	指定管理者
	運動公園 スポーツ公園	1	直営 指定管理者
	豊川公園	1	直営 指定管理者
その他の公園	児童遊園、ちびっ子広場、緑地・広場	140	直営 市民協働
	臨海緑地	2	直営
	計	264	

## 2.6 公園の現状と問題点

各種調査結果及び考察からの問題点を以下に示します。

### 「規模・配置」について

#### ○本市の1人当たり都市公園面積は国が標準として示す10m<sup>2</sup>/人以上を確保している

- ・本市の公園数は260箇所を超えている。
- ・本市における1人当たり都市公園面積13.06m<sup>2</sup>/人であり、国における都市公園の1人当たり敷地面積の標準として示される10m<sup>2</sup>以上(都市公園法施行令)を確保している。なお、全国の1人当たり都市公園面積は約10.8m<sup>2</sup>/人、愛知県は約7.99m<sup>2</sup>/人となっている。

#### ○規模の小さな公園が多く存在している

- ・330m<sup>2</sup>未満の公園(児童遊園等を含む)が40箇所存在している。
- ・大きい公園の利用が多く、小さい公園は利用者数や地域活動等の利用が比較的少ない状況がみられる。

#### ○一部の地域で誘致圏の重複、同質な公園の集積がみられる

- ・公園種別ごとの各公園の公園誘致圏重複率(市平均)は、街区公園49.9%、近隣公園54.3%、児童遊園38.5%、ちびっこ広場39.3%、その他緑地・広場51.6%であり、都市公園やその他の公園間で誘致圏の重複がみられる。地区によって差はあるものの、市街化区域の地区では身近な小さな公園の公園誘致圏重複率が高い状況にあり、地区内のすべての公園が重複率50%以上の地区も一部にみられる。
- ・街区公園や児童遊園・ちびっこ広場等の近接する公園同士で同じような遊具が存在し、同質な公園の集積がみられる。特に市街化区域の地区の公園では公園誘致圏が重複して、かつ同質な公園が配置されている状況が多い。

#### ○公園の配置に偏りがみられる

- ・土地区画整理事業などで整備された箇所では適正に公園は配置されているが、十分でない地区もあり、公園の配置に偏りがみられる。
- ・市街化区域の地区では、歩いて行ける身近な小さな公園が適正な間隔で配置されているが、市街化調整区域の地区では公園そのものの配置が少なく、緑の量は豊かであるものの、幼児の遊び場やコミュニティ形成の役割としての公園機能について十分でない状況がみられる。

#### ○公園機能と類似する施設が存在する

- ・よく利用する公園以外の施設では、憩い・交流の場となる商業施設や文化施設、身近な社寺等の利用が多い。地区によっては公園数が少ない箇所もあるが、文化施設やスポーツ施設などの公共施設、住宅地や集落に多く点在する社寺等が存在し、学校等が利用されている。

#### ○一部の地域でニーズへの不適合がある

- ・高い人口密度が維持される地区、高齢化率が高い地区、年少人口割合が高い地区など、地区によって人口特性や地域特性が大きく異なっており、公園の機能と地域のニーズが合っていない公園が存在している。

## 「利用」について

### ○市民アンケートより

- ・子・孫など家族と一緒に遊ぶ他、散歩などの健康づくり、遊具での遊び、花や緑を楽しむことの目的が多く、複数の公園を使い分けて利用している。
- ・よく利用する公園では、各地域の中で比較的規模の大きな公園、施設が充実している公園が多く利用されている。
- ・身近な小さな公園への交通手段は、徒歩・自転車が約8割を占めているが、地区によって大きく差がある。市街化調整区域の地区では徒歩・自転車は約5割程度であり、自家用車の割合が高くなっている。
- ・身近な小さな公園の満足度のうち、公園までの距離については、適當（ふつう）～多いが約8割、公園の広さは適當（ふつう）～広いが約7割となっている。
- ・身近な小さな公園に感じていることとして、遊具やベンチの老朽化などの施設の安全性や、伸びた雑草や樹木などの維持管理に不安を感じている人の割合が高い。一部の地区では、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が比較的多い。
- ・身近な小さな公園に求める役割は、幼児遊びや防災機能確保、健康づくりの順に意見が多くなっている。
- ・ボール遊びについては、許容する意見が多い一方で、安全な道具を使う、時間帯の利用などのルールを求める意見もある。

### ○子ども調査より

- ・小学生からはさまざまな遊具があり楽しい公園やボール遊びができる公園など、中学生からは遊具より広い公園や交流できるスペースを増やしてほしいなど、公園の魅力向上を望む意見が多い。
- ・保護者からは赤塚山公園はよく利用していることや遊具機能・維持管理面の向上、住居に近い場所での公園整備や運動施設整備への要望がある。また、外遊びの企画や遊具の汚れなどは自分たちで管理してもよいのかなどの積極的な公園利用活動に向けた意見もある。

### ○町内会利用調査より

- ・身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」は多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント・祭り」、「自然を楽しむ活動」等がみられる。
- ・地域差はあるが、清掃活動以外では公園はほとんど利用されていない。

### ○位置情報ビッグデータより

- ・公園利用者は令和2年（2020年）以降に年々減少傾向となっている。
- ・利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しているが、概ね公園面積が大きい公園では利用が多く、面積規模の小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によっては多世代での利用もみられる。

## ○その他

- ・令和5年度における利用申請数をみると全355件の内、豊川公園と赤塚山公園で約5割を占めている。また、利用申請がある公園は全公園数の約2割に該当する51公園であり、残りの約8割の公園では利用申請がない状況となっている。

## 「管理」について

### ○市民アンケートより

- ・利用されていない公園のあり方については、「現状のままでよい」とする人は約1割で、多くの人が現状の機能見直しや集約・統合・廃止による他用途での有効活用を求めている。
- ・行政負担の考え方としては、「負担を増やし充実すべき」とした人は約1割程度で、約6割の人が「現状並みとすべき」や「減らすべき」としている。
- ・今後10年で50年以上経過した公園は100箇所程度となり、多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えており、市民アンケートでは、遊具等の劣化に関する不満の意見が多くみられる。
- ・人口減少が進む中、維持管理費は年々増加傾向にあり、特に施設の老朽化に伴う更新費や草類・樹木の伸長、増加に伴う管理費が増加している。市民アンケートでは、公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、一部の地区からは公園を利用しない理由にもあげられている。

### ○町内会利用調査より

- ・管理形態について、従来からの直営方式の他、行政と地域住民との協働や指定管理者などによるものもある。
- ・管理団体の会員の高齢・少子化、担い手不足により、清掃活動等の継続が困難な団体も出てきている。
- ・機材等の貸出などの活動支援への要望や、活動状況についての情報発信を行い、活動を知ってもらいたいという意見や、活動と合わせた各種イベント（花壇づくり、地元小学校や中学校と連携した清掃活動等）をやりたいとの意見などがある。

## 2.7 本計画で対応すべき課題

### ■既存ストックの有効活用により「質」を高める

#### 課題1 量より質を高める公園整備

- ・本市の1人当たり都市公園面積は、国が示す標準値である10m<sup>2</sup>/人以上を確保しており、今後は既存ストックを有効活用し、量より質(施設面、運営維持管理面)を高めるための取組みが求められます。
- ・本市は、山や川など良好な緑地環境に恵まれており、それらを公園配置にも活かしていくことが重要です。

#### 課題2 公園配置の見直し

- ・機能が類似する公園が複数分布している箇所では、該当する公園の役割や利用状況などを勘案した上で、集約・統合も含めて配置の見直しを図る必要があります。
- ・利用が少ない公園、開発行為により提供される小さな公園、都市計画決定後に未取得・未整備が続く長期未整備の公園などの課題のある公園については、公園の適正配置の再編と活用方法の見直しが求められています。

### ■変化する利用ニーズに対応した公園機能や公園の使い方の見直し

#### 課題3 利用実態に適合した機能配置

- ・子どもの成長や生活スタイルが変わることで、求められる公園へのニーズは常に変化し、公園規模や地域環境（まちの形成過程、土地利用の方針、人口構成、公園分布状況など）によって利用ニーズが異なっています。画一的な仕様になっている公園ではそのニーズに対応しきれないことから、ニーズに沿った公園機能、施設内容の見直し等ができる仕組みを含めた方針転換が必要となっています。

#### 課題4 公園が使いやすくなる柔軟な使い方への転換、利用機会づくり

- ・公園を利用するさまざまな世代に憩いの場として楽しく過ごす空間を提供するため、公園の使い方に関する設定や周知、安全への配慮、快適な環境管理、公園を利用する機会づくりや情報発信等を行っていく必要があります。
- ・市民アンケートでは身近な小さな公園の役割として「幼児・児童の利用、健康づくり、防災」が重要と回答されており、遊具や広場の魅力化、スポーツ・レクリエーションが楽しめる環境整備、オープンスペースを活かした防災機能への配慮が求められています。
- ・市の財政状況を考えると、常に変化する利用ニーズに対応するハード整備には限界があり、市民が利用したくなる公園とするにはイベント等のソフト事業による対応を含めた仕様や柔軟な使い方への転換などを再編に併せて取組む必要があります。

- ・公園は近隣住民が地域への愛着を醸成する場としての役割もあり、公園の利用目的がない人も含めて多くの人が公園に訪れるような、きっかけづくりが求められています。

## ■効果的・効率的な公園整備と管理運営

### 課題5 更新時期にある公園の再整備

- ・経年劣化している公園施設については、早急な再整備や施設改修が必要です。その中で、類似した遊具が複数分布する地域では、各公園施設の差別化を図り、地域全体で公園の魅力を高める再整備や施設更新が求められています。

### 課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営

- ・維持管理費が年々増加傾向にある中、人口減少や少子高齢化社会を勘案し、限られた財源の有効活用を図った効果的、効率的な公園の整備、管理運営が必要です。そのためには、維持管理コスト縮減に向けた取組みが重要となります。
- ・雑草や樹木などの管理が行き届いていない状況が利用低下の要因のひとつになっており、計画的に効率的な維持管理とともに、維持管理しやすい公園施設への見直しが必要となっています。

### 課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・清掃等の維持管理に関わる地元団体の活動継続についての課題は、メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保などがあります。そのため、地元団体の管理を継続するために管理がしやすい公園にしていくことが求められます。また、地域と公園との継続的な関わりを持った公園管理・運営の仕組みづくりが重要であり、町内会などの公園活動に対し積極的に支援していく必要があります。
- ・公園の管理は町内会だけでなく、利用実態に即した団体等と連携を図るなど、公園を取り巻く地域環境に応じた柔軟な管理形態が望まれます。
- ・公園施設の効率的な運営及びサービス水準の向上のため、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの民間活力導入を推進していく必要があります。

### 3. 公園の利活用・適正化における基本的な考え方

#### 3.1 目指すべき姿

本市には 264 箇所の公園がありますが、市全域や隣接市からの来訪者などの利用も期待できる広域性を持つ大きな公園から、日常的に利用されている身近な小さな公園などその形態はさまざまです。公園は種別や特性により役割が分担されており、利用者は自分たちのライフスタイルに応じて、憩いやレクリエーション、健康づくり、散歩、スポーツ、災害時のオープンスペース等、暮らしの中で活用しています。

そのような暮らしにおいて、これまで人々が公園を利用しながら時間をかけて身に付けた生活スタイル、いわゆる「公園カルチャー（文化）」が培われてきました。

今後は人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化がさらに進んでいくなかで、公園がある地域に居住している人の現在の生活だけではなく、公園を取り巻く地域のこれまでに積み重ねられてきた歴史やさまざまな知恵なども活かしていくことがさらに求められています。また、地域によっては、人口構成の変化に伴う公園に対するニーズの変化や同質の公園の集積などにより公園が活用されていない状況もあり、将来の暮らしを想定した公園配置の見直しが必要となっています。

本計画は、地域の方が公園をさまざまに利用できる場所や機会を提供することによって、自分たちのライフスタイルに応じた生活の一部として公園を活用し、公園が「地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”」となるように公園の適正化・利活用に取組みます。また、地域全体の公園機能の向上により、地域力の発現の場として大きな力を發揮し、まちの暮らしの活力となり、豊川らしい新たな公園カルチャー（文化）が進化していくことを目指します。

そこで、本計画の目指すべき姿を以下のとおりとします。

**地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”  
としての公園の再生**

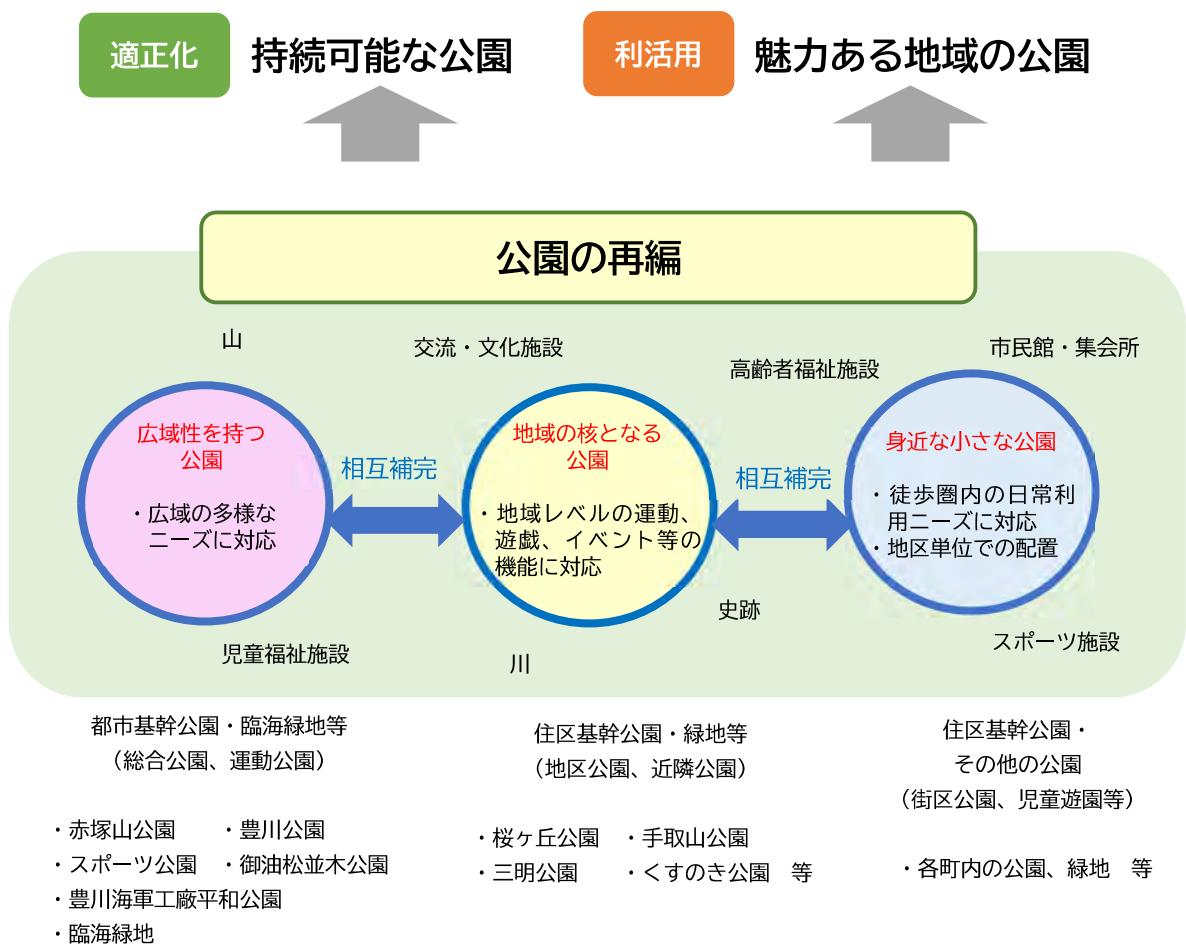
## 3.2 基本目標、基本方針

### (1) 基本目標

目指すべき姿を踏まえ、各公園について「広域性を持つ公園」、「地域の核となる公園」、「身近な小さな公園」といった役割分担を行うことで、都市及び地域全体で利用者の目的に応じた公園の再編を実施します。

各公園の役割分担を図りながら、公園相互のネットワークや周辺に存在するまちの資源や公共施設、川や山などの自然との関連性を考慮することで地域全体のニーズを満たし、持続可能な公園、魅力ある地域の公園の実現を目指とします。

この2つの目標を達成するために、持続可能な公園に対して「維持管理コストの縮減」、魅力ある地域の公園に対して「市民満足度の向上」の指標を設定し、事業の進捗を図ります。



## (2) 基本方針

### ① 公園機能の適正な再配分

市域全体の公園機能の向上を図るため、公園機能の適正な再配分を行います。

[対応する主な課題]

課題1 量より質を高める公園整備

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

- ・まちづくりの方向性との整合を踏まえ、徒歩圏域を一つの範囲とし、その中で公園や類似機能のまとめから機能を再配分することで地区全体の公園機能の向上を図り、市域全体の公園の魅力づくりにつなげます。
- ・地域の核となる大きな公園と身近な小さな公園で、規模に応じた適切な役割と機能の配置を行います。
- ・公園近辺に存在する自然資源や史跡、公共施設等、まちの財産とのネットワークや相互補完を図った配置を行います。
- ・機能の類似や周辺土地利用、人口状況、防犯面・防災面などの課題があり、今後も利用が見込めない公園については集約・統合により周辺の公共施設への活用や転用を検討します。

### ② 公園の利活用の推進

さまざまな人が使いやすく魅力ある公園となるように機能の向上や利活用の推進に取組みます。

[対応する主な課題]

課題1 量より質を高める公園整備

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

課題4 公園が使いやすくなる柔軟な使い方への転換、利用機会づくり

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・地区特性に応じて使いやすく魅力ある公園となるよう公園機能の充実を図ります。
- ・さまざまな人が、お互いに譲りあいながら気持ちよく公園を利用できるような柔軟な使い方への転換や、公園を利用する機会づくりに取組みます。
- ・多様な利用者が年齢層や利用目的に応じ、それぞれの機会で楽しく利用できるよう、地区的特性に応じた各公園の機能特化を進めます。
- ・都市の景観や環境保全、防災等の公園が持つ存在機能によって得られる心理面の有益性を維持し、利用目的がない人も自然と訪れることができる使われる場所に向けた整備に取組みます。

### ③ 公園の柔軟な管理運営

既存ストックの効果的・効率的な改修の実施や官民連携を図った柔軟な管理運営を推進します。

#### [対応する主な課題]

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

課題4 公園が使いやすくなる柔軟な使い方への転換、利用機会づくり

課題5 更新時期にある公園の再整備

課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・安全・安心・快適な公園利用につながる改修を優先しつつ、各公園の役割や機能に沿った改修を行います。
- ・既存ストックの再生・延命化、余剰機能の廃止等、効率的な管理を検討し、行政負担軽減を図ります。
- ・公園管理は、地域との合意に基づき、町内会との連携以外にも公園で活動する団体なども含めて協働を推進し、柔軟に対応できる体制を整えます。
- ・町内会や民間団体が公園を活用しやすくなるように活動支援などを検討します。
- ・多くの人が集まるような核となる公園には、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用するなど、民間活力の導入を推進します。

## 4. 利活用・適正化に向けた公園の再編

### 4.1 公園の再編の考え方

#### (1) 本計画を検討する地区単位について

公園は新たなまちづくりの核となる場として、管理運営に重点を置き、柔軟に使いこなしていくことが求められています。そのために、本計画では、地区全体のまちづくりにつながる公園づくりを目指し、地区の核となる大きな公園の機能向上を進めます。

また、その周辺に位置する身近な小さな公園については、徒歩圏半径 500m程度<sup>※1, 2</sup>の圏域において公園や類似機能がまとまって存在している状態を「群」として設定し、各公園の立地状況や公園特性、立地適正化計画における位置づけ、周辺の類似施設、緑地ネットワーク等を考慮して、機能の特化・再整備や集約・統合等の見直しを行います。公園単体の魅力アップを行うのではなく、群及び地区全体の公園機能の向上、コスト管理を図ります。以下に公園の再編イメージを示します。

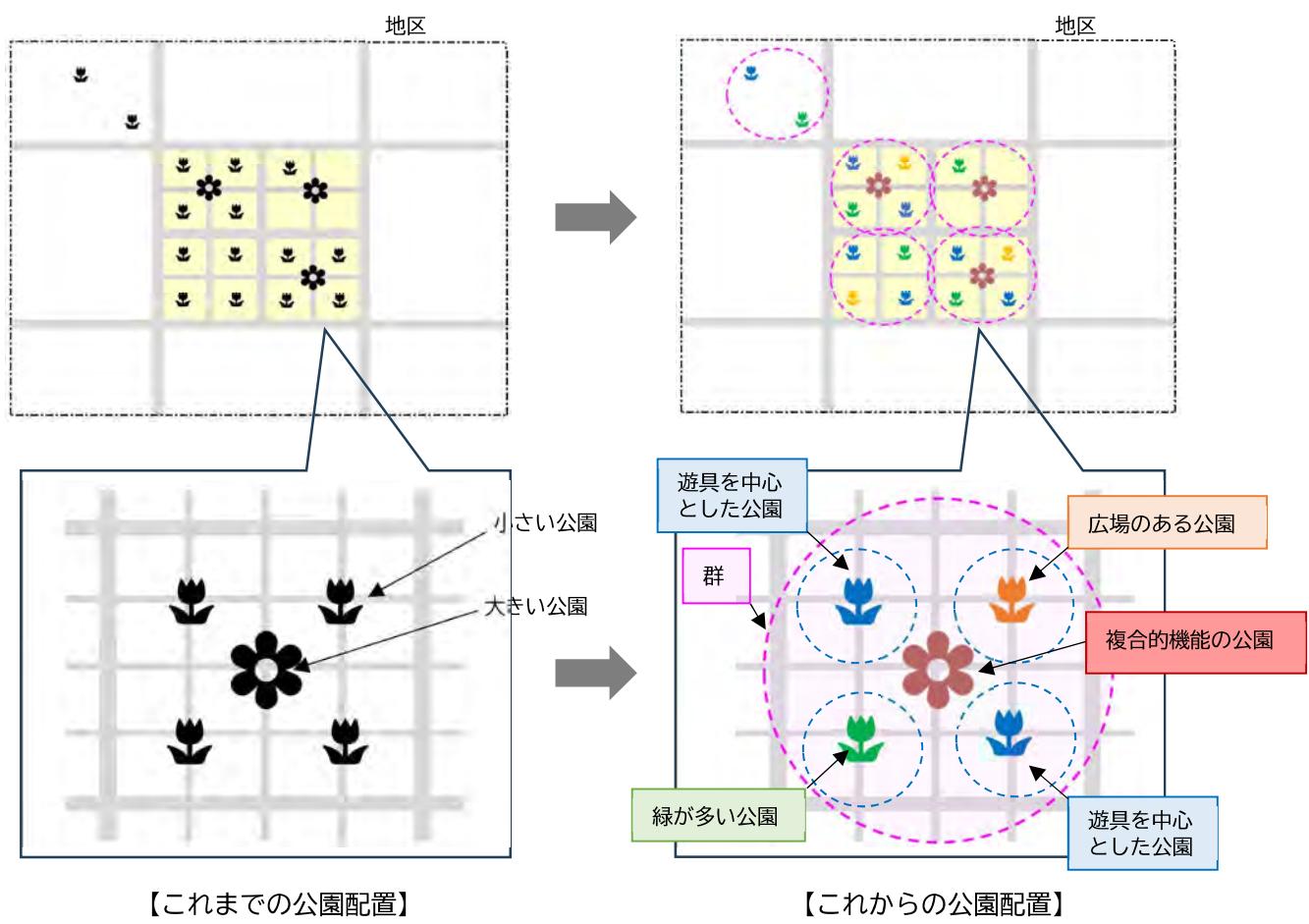


図 群としての公園配置

※1 幹線街路に囲まれた概ね 1 km<sup>2</sup>(面積 100ha)の居住単位 (出典:国土交通省)

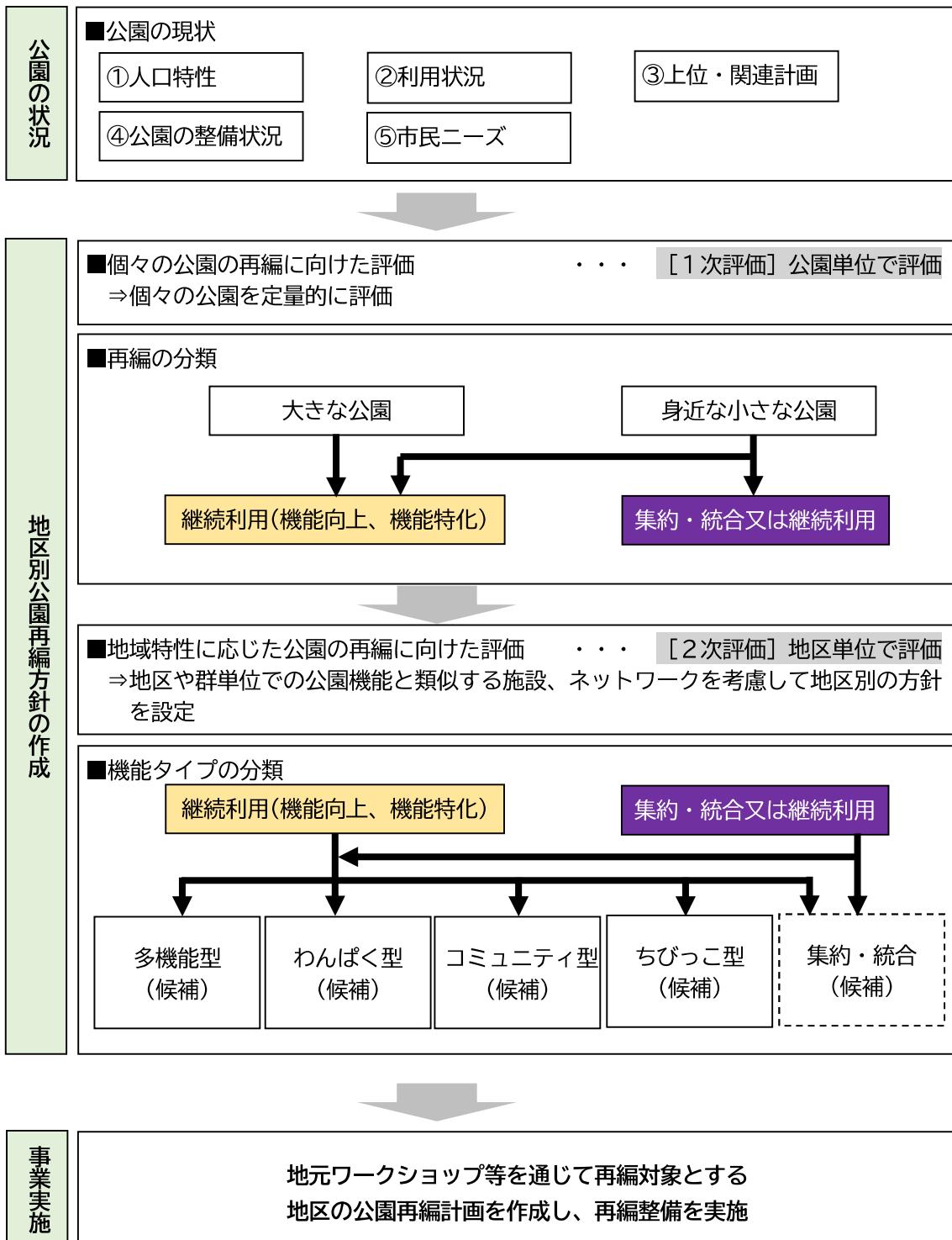
※2 高齢者の一般的な徒歩圏 (出典:都市構造の評価に関するハンドブック P.10 国土交通省)

## (2) 検討手順について

地区単位において地域特性に応じて公園の機能をバランスよく配置します。

以下に地区別公園再編方針の検討手順を示します。

### ■地区別公園再編方針の検討手順



## 4.2 個々の公園の再編に向けた評価（1次評価）

### （1）再編の分類

公園の規模や特性を踏まえ、大きな公園（都市基幹公園、地区公園など）と身近な小さな公園（近隣公園、街区公園、児童遊園など）に区分し、以下のように再編分類を行います。

#### ① 大きな公園（都市基幹公園や地区公園など）

##### 継続利用・機能向上

- ・赤塚山公園などの市全域からの利用に供する都市基幹公園や地区公園以上の公園は、まちの緑、交流、レクリエーション、防災上の拠点となる大きな公園に位置づけます。各地区として必要な機能を確保するとともに複合的な機能を活かして特色ある公園づくりを行い、さらなる機能向上を図ります。
- ・継続利用についても、公園規模に限らず、樹木の適正配置による間引き、石灰岩ダスト舗装による広場の防草対策、出入口の安全対策など、維持管理のしやすい公園への改修を実施します。

#### ② 身近な小さな公園（近隣公園や街区公園、児童遊園など）

##### 継続利用・機能特化

- ・近隣公園や街区公園、児童遊園などの身近な小さな公園は、群単位で地区全体の公園機能の向上を図っていくよう、各公園の特性や地域状況を勘案しつつ再整備を行います。
- ・多くの利用があり、各種団体や町内会利用もなされている公園は現況機能の維持又は利用状況に応じた機能の再編とします。利用が少ない公園は、公園機能、役割の見直しによる機能の特化を図り、群の中において公園の機能をバランスよく再編し、地区全体の魅力アップを図ります。

##### 集約・統合又は継続利用

- ・公園誘致圏の重複率が高く、利用者がほとんどみられない小さな公園や、劣化状況により安全性や維持管理に問題があるなどの課題がみられる公園については、公園の集約・統合又は継続利用を検討します。
- ・集約・統合となる公園であっても、その機能は周辺の公園又は類似施設で確保していきます。また、集約・統合後の跡地利用として、他の公共施設への転用、地元町内会等への移譲、借地契約の解約又は売却などが考えらえますが、地域の状況に応じた方法とします。

なお、都市計画決定後、長期末整備のままとなっている公園（緑町緑地等）については、都市計画決定時点と周辺環境が変化しているため都市計画決定時の背景も踏まえ現状分析を行い、今後の事業化について検討します。

## (2) 身近な小さな公園における再編に向けた評価

身近な小さな公園における再編に向けた評価方法は、現況機能に指標を設定し、各公園に対して行います。指標は公園の継続性や必要性を確認するために、まちの核となる公園、利用現況、重複度・代替性、規模、経過年度について以下に従い調査し、身近な小さな公園における再編分類である「継続利用・機能特化」、「集約・統合又は継続利用」に分類します。

### ①評価の考え方

評価が高い公園は、公園の利用効果、存在効果が発揮されている公園として現況機能を継続します。また、一層の機能向上を図るため一部の見直しをします。

評価が低い公園は、継続性、必要性が低いと判断されますが、地域の魅力向上に寄与するような集約・統合を含めた機能見直しを要する公園とします。

表 指標毎の考え方と評価

指標	考え方	評価点
A 公園の種別	・公園の位置づけが近隣公園以上である公園は、公園に求められる役割が地域の中心となる公園として、該当する公園は継続性や必要性が高い公園であり、評価を高く設定します。	高：近隣公園の位置づけがある公園 中：近隣公園に準ずる機能を有する公園（スポーツ等の機能を有する公園） 低：上記以外の公園
B 利用現況	・以下の3つの指標を用いて、公園の利用状況評価し、該当している項目が多いほど評価を高く設定します。 b1 ビッグデータによる公園利用者数(市平均以上) b2 利用申請あり b3 町内会利用あり	高：b1～b3 のすべての項目に該当する公園 中：b1～b3 のうち、1～2項目に該当する公園 低：b1～b3、すべての項目に該当していない公園
C 重複度・代替性	・公園誘致圏重複率が低い公園は、地区の公園が不足している要素が高く代替性も低いため、必要性が高い公園として評価を高くします。	高：公園誘致圏重複率 50%未満 中：公園誘致圏重複率 50%以上 75%未満 低：公園誘致圏重複率 75%以上
D 公園規模	・公園規模が大きいほど多様なニーズへの対応がしやすいため、評価を高くします。	高：面積 2,500 m <sup>2</sup> 以上の公園 中：面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,500 m <sup>2</sup> 未満の公園 低：面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満の公園
E 経過年数	・公園施設の経過年数が大きい公園は、管理費用の増加や近年の利用者ニーズを満たしていない要素が高いため、評価を低くします。	高：経過年数 30 年未満の公園 (平成7年以後) 中：経過年数 30 年以上 50 年未満の公園 (昭和 51 年～平成 6 年) 低：経過年数 50 年以上の公園 (昭和 50 年以前)

## ②評価による再編区分の設定

本計画では以下の評価から再編区分を設定します。

表 評価点別の公園数と再編区分設定（1次評価）

評価	再編区分	再編区分の考え方
高	機能特化A	現況機能の継続を基本とし、維持管理のしやすい公園への改修を検討
中	機能特化B	地区単位で役割の見直し検討
低	集約・統合又は継続利用	集約・統合又は継続利用を検討



## 4.3 地域特性に応じた公園の再編に向けた評価（2次評価）

### （1）地区別公園再編方針の役割について

本市は、北部には山地、南部には三河湾や豊川など、まちを豊かな自然が取り囲んでいます。市街地には豊川公園や赤塚山公園などの大きな公園、地区単位で存在している身近な小さな公園をはじめ、豊川稻荷などの社寺、三河国分寺跡、御油のマツ並木などの地域の歴史や文化を象徴する緑などがあり、地区それぞれの特性を有しています。

地区別公園再編方針は、地域特性を踏まえた地区全体の方針を示すことで、今後の公園の再編に向けての指針とするものです。



圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区
東部	1	豊川小	南部	8	中部小	北部	13	桜町小	西部	20	国府小
	2	桜木小		9	牛久保小		14	代田小		21	御油小
	3	豊小		10	天王小		15	千両小		22	赤坂小
	4	東部小		11	小坂井東小		16	八南小		23	長沢小
	5	一宮東部小		12	小坂井西小		17	平尾小		24	萩小
	6	一宮西部小					18	金屋小		25	御津南部小
	7	一宮南部小					19	三蔵子小		26	御津北部小

図 地区別公園再編方針において設定する地区(小学校区)

## (2) 公園の再編にあたっての機能タイプ（役割設定）について

地区別に再編の分類で示した公園の機能分担の考え方を具体的に検討します。

公園の機能分担は、各公園にそれぞれの特徴を持たせ、地区全体で公園機能の向上を図るもので。公園は、その特性により、規模が大きく運動広場がある、緑が豊か、遊具が魅力的、公共施設と連携した利用が可能などさまざまな特徴があります。現況特性を踏まえ、以下の指標をもとに公園のタイプ分けを行い公園の機能特化を行います。1次評価結果により、評価が高い公園は現状の活用を基本とし、評価が低い公園については機能見直しや集約・統合を行い、再整備を推進します。

表 身近な小さな公園におけるタイプ分け

機能タイプ	公園特性	考え方
多機能型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の中心にあり、広い敷地が多機能に利用されている</li> <li>・近隣公園又はそれに準じる公園</li> <li>・緑のネットワーク、散策ネットワークの核となる</li> <li>・ボール遊びができる広場がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の核となる公園（近隣公園、地区公園）は、地域の総合的なレクリエーションや市街地内の環境負荷軽減につながる重要な緑であり、災害時の安全な一時的な避難地でもあることなど多機能から構成されており、幅広い世代への対応を図る性格であるため、継続利用を基本としつつ、特色ある公園づくりに向けたさらなる機能向上が望まれる。</li> </ul>
わんぱく型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模は比較的大きい</li> <li>・運動スペースや高学年向けの遊具がある</li> <li>・利用層は子どもが多い</li> <li>・町内会の利用がある</li> <li>・ボール遊びができる広場がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が元気に遊びまわることができる機能（運動、遊戯等）を主体に憩いのスペースも確保し、幅広い世代への対応を図る公園。</li> <li>・遊具広場には、設置された地域の特性や誘致圏内の公園の施設状況を考慮して遊具などを配置する。</li> </ul>
コミュニティ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用層は幅広い世代</li> <li>・遊具利用が少ない</li> <li>・イベントや町内会の利用がある</li> <li>・市民館や学校などと連携した利用が有効な位置にある</li> <li>・規模の規定はなし</li> <li>・緑陰樹がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の中心部にあって街の賑わいやイベントの場としての活用が多い公園や、公共施設や史跡、散策路沿いにあるなど、それらとの一体利用によるコミュニティ性の機能の向上が期待できる公園、地区の人口構成の変化により子どもが減少し静的なコミュニケーションの場としての利用が中心となる公園。</li> </ul>
ちびっこ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模は小さい</li> <li>・低学年、幼児向けの遊具がある</li> <li>・利用層は低学年、幼児が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生低学年や幼児を対象に子どもの遊びを主体とした公園。</li> </ul>

### (3) 機能タイプの設定方法について

各公園の機能タイプの設定については、現況における公園種別、公園面積規模、遊具状況から現況の機能タイプを設定した上で、群の中で公園機能を分担、補完することで地区全体の公園機能の向上に資する機能タイプ（候補）を検討します。

機能タイプの設定方法は以下のとおりです。

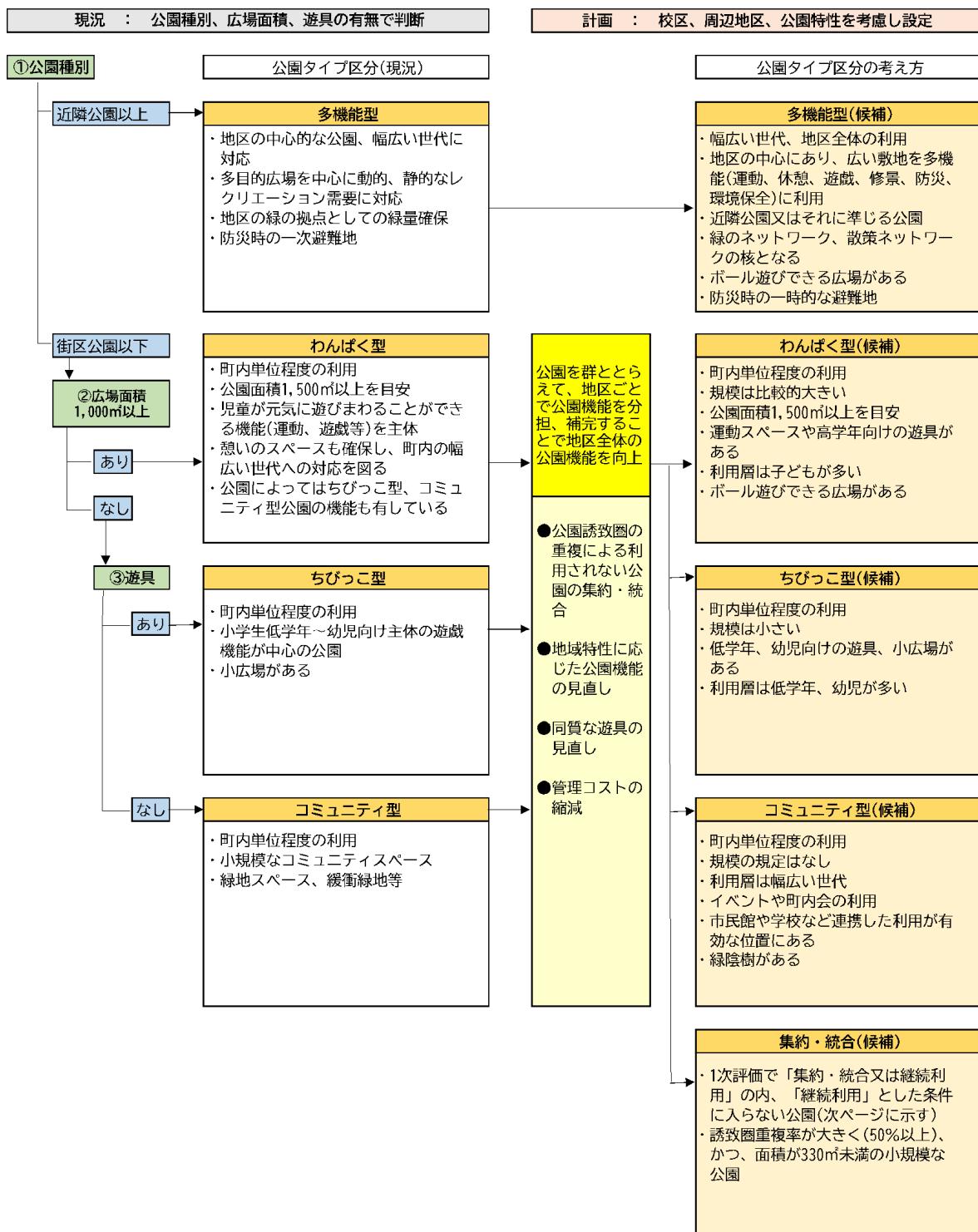


図 機能タイプの設定方法

## ■ 2次評価で機能タイプを変更する条件

以下の条件が確認できる場合は現況の機能タイプを見直します。

表 2次評価で機能タイプを変更する条件

条件	変更理由	内容
A	近隣に同等機能あり	・近接して同等の公園がある場合
B	人口構成	・地区の人口特性に合った機能転換が適している場合
C	施設隣接	・市民館、集会所等の公共施設等に隣接する場合
D	歴史的価値に特化	・歴史的な資源があり、歴史的な特性を活かすことが適している場合
E	河川沿いの散策、憩いに特化	・佐奈川等の河川沿いの緑地連携、景観・憩い・散歩利用が適している場合
F	機能拡大の広さがある	・面積規模が大きく、広場の確保が可能な場合

## ■ 2次評価で利用継続とする条件

1次評価により「集約・統合又は継続利用」とした公園については、以下の条件が確認できる場合については継続利用とし、集約・統合候補公園から除外します。

表 2次評価で利用継続とする条件

条件	変更理由	内容
a	鉄道等分断配慮	・鉄道等により公園誘致圏が分断される場合
b	周辺公園との関係	・近接する公園が集約・統合候補がある場合 ・周辺に同等機能の公園がない場合
c	周辺に公園がない	・周辺に公園がない場合
d	隣接施設と連携	・市民館、集会所等の公共施設等の隣接施設と連携して利用が見込まれる場合
e	史跡等の保存	・古墳、史跡等が位置する場合
f	オープンスペース活用	・都市機能誘導区域にある貴重なオープンスペースや避難地指定がされている場合
g	散策ネットワーク活用	・佐奈川等の河川沿いの緑地連携、景観・憩い・散歩利用が適している場合

2次評価による「集約・統合（候補）」に該当する公園については、本計画策定後の実施段階において、公園管理者、関係機関との協議、地域との合意形成を踏まえ最終決定する必要があります。

## 4.4 地区別公園再編方針

---

### (1) 地区別公園再編方針について

地区ごとに公園の配置と役割、機能を整理した公園カルテを基に、再編に当たっての全体方針を設定し、個々の公園の再編の考え方を検討します。

個々の公園の再編は、公園特性を定量的に評価した1次評価に加え、公園の機能タイプ評価を行う2次評価により方針を設定します。2次評価は、半径500m程度の圏域において、群を設定し、各公園の機能分担により群における公園機能の向上を図ろうとするものです。検討にあたり、地区全体の再編方針を踏まえるとともに、各公園の特性、立地適正化計画における位置づけ、周辺の類似施設、緑地ネットワーク等を考慮します。また、隣接地区の公園配置状況についても留意し、地区単位として整合を図った再編を行います。

次ページ以降にモデルケースを示しますが、住宅等が密集し、公園の誘致圏の重複がみられる市街地と公園間の距離がやや遠い住宅地、公園が少ない市街化調整区域を想定した3つの展開例を作成しました。

公園が点在する区域は、面積が小さい児童遊園等が多く、ボール遊びができる公園が少ない状況です。公共施設や学校が配置されている拠点集落においては、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設により、公園機能を補完していきます。公園機能と類似する施設が周囲にない地域においては、将来の人口特性や住環境などを踏まえ、他公園の廃止を前提に、新たに公園を配置することも検討事項とします。

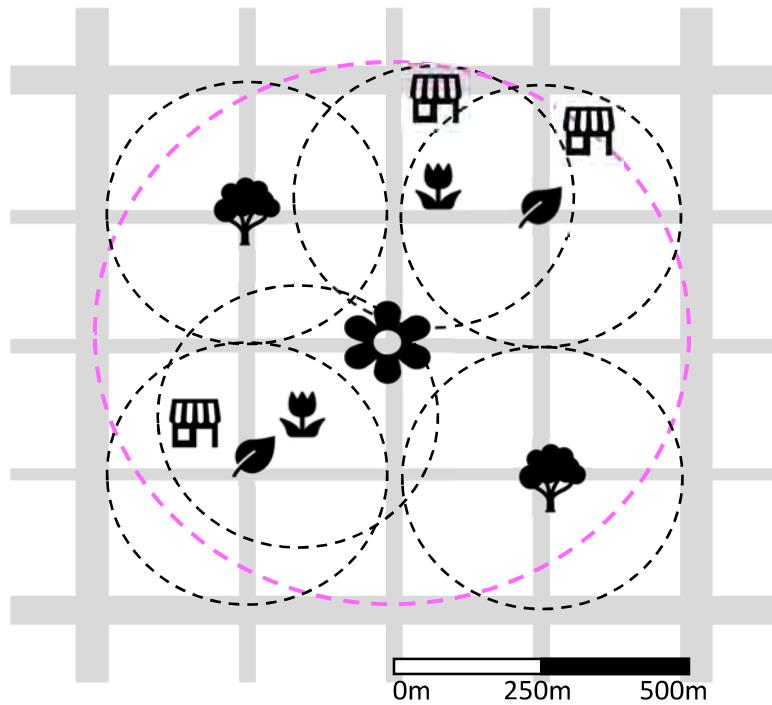
## (2) 公園の再編モデルケース

地区ごとで公園機能を分担、補完することで地区全体の公園機能向上に向けて、公園の再編の考え方について、以下のモデルケースから展開イメージを示します。

### モデルケース①

- ・住宅や事業所、店舗などが密集し、公園間の距離が近く、公園が種別ごとに配置されている。公園誘致圏の重複もみられる。

【現況】



凡例

(身近な小さな公園)

大きな公園  
2,500 m<sup>2</sup>以上

(街区公園)

中ぐらいの公園  
1,000 m<sup>2</sup>以上  
2,500 m<sup>2</sup>未満

小さな公園  
1,000 m<sup>2</sup>未満 (児童遊園等)

群(近隣住区相当を目安)  
街区公園・児童遊園等  
誘致圏

公共施設等

【再編計画】

大きな公園で児童に運動広場的な活用もされており、わんぱく型として機能を特化。

面積が 330 m<sup>2</sup>以下で街区公園と誘致圏が重複しており、幼児遊具などは、街区公園で代替可能なため、集約・統合する。

市民館に隣接しており、イベントなど連携した活用ができるようコミュニティ型として機能変更する。

街区公園と誘致圏が重複しているが、幼稚園に隣接しており、幼児に日常的に使用されている。近隣の公園との幼児機能遊具の差別化を考慮し、ちびっこ型として機能特化を図る。

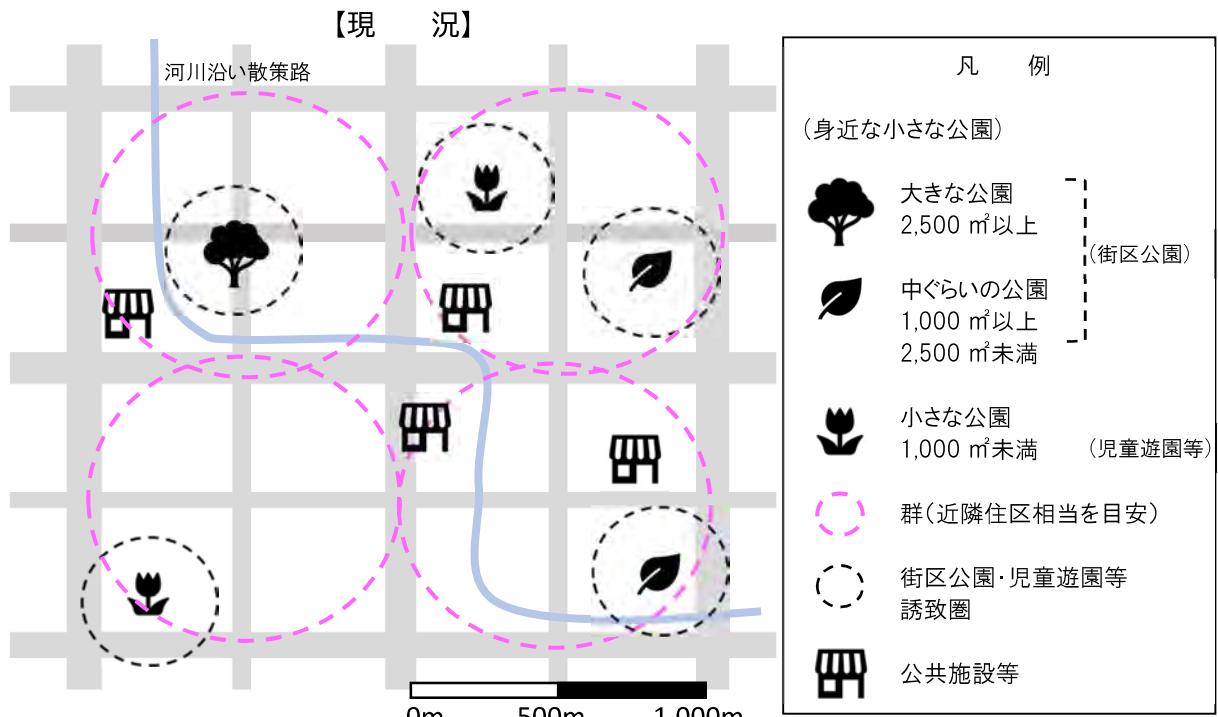
地域の歴史を残す石碑や大きな樹木が残っており、コミュニティ性を強化した公園として機能特化する。運動機能については、近隣公園や近接している小学校の学校開放などを活用し対応する。

近隣公園は地区の中心となる公園として、憩い・レクリエーションの地区拠点として機能向上を図る。

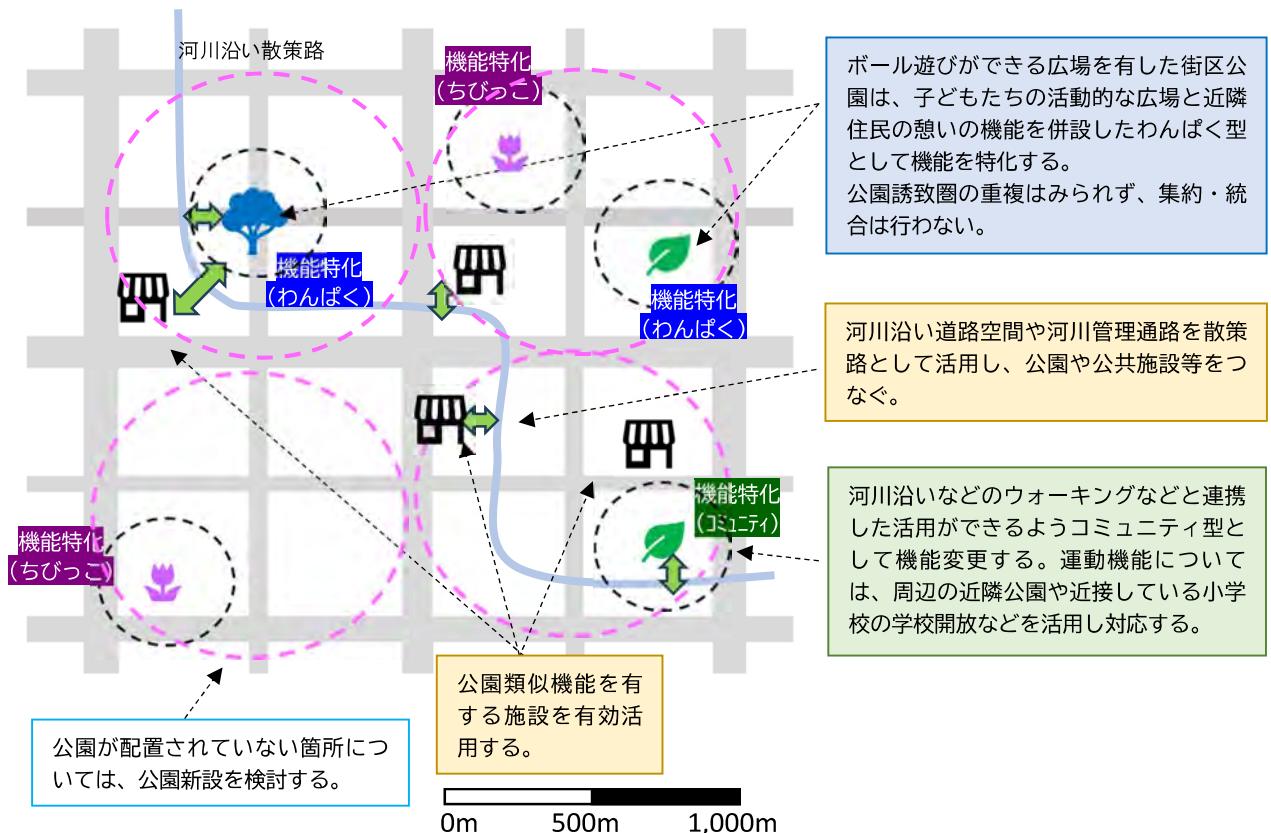
大きな公園で児童に運動広場的な活用もされており、わんぱく型として機能を特化する。

## モデルケース②

- 公園誘致圏の重複がみられず、公園間の距離がやや遠い。住宅は密集していない。



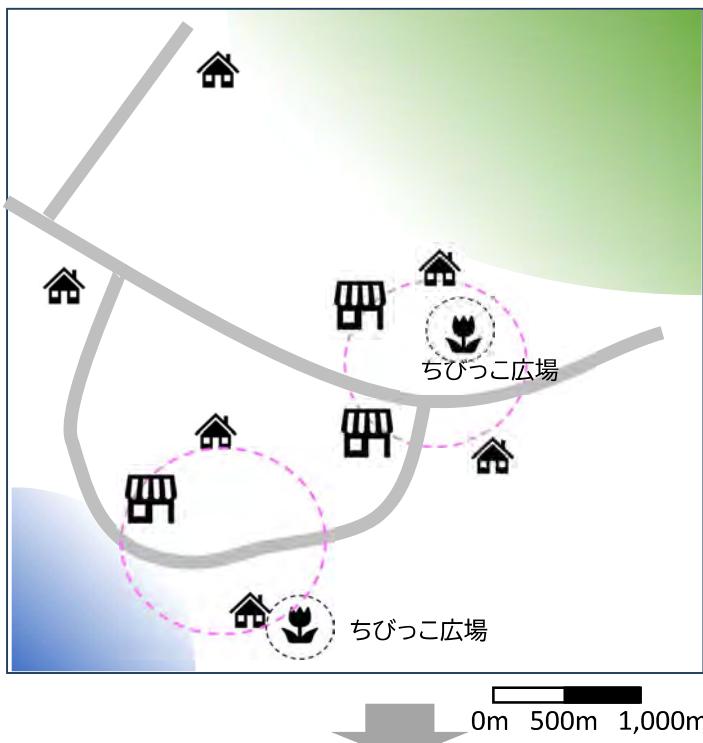
**【再編計画】**



### モデルケース③

- 市街化調整区域などで公園がない、又は公園間の距離が遠く、公園が少ない。ちびっこ広場等の規模の小さな公園のみが配置されている。

【現　況】



#### 凡　例

(身近な小さな公園)



大きな公園  
2,500 m<sup>2</sup>以上

(街区公園)



中ぐらいの公園  
1,000 m<sup>2</sup>以上  
2,500 m<sup>2</sup>未満



小さな公園  
1,000 m<sup>2</sup>未満  
(児童遊園等)



群(近隣住区相当を目安)

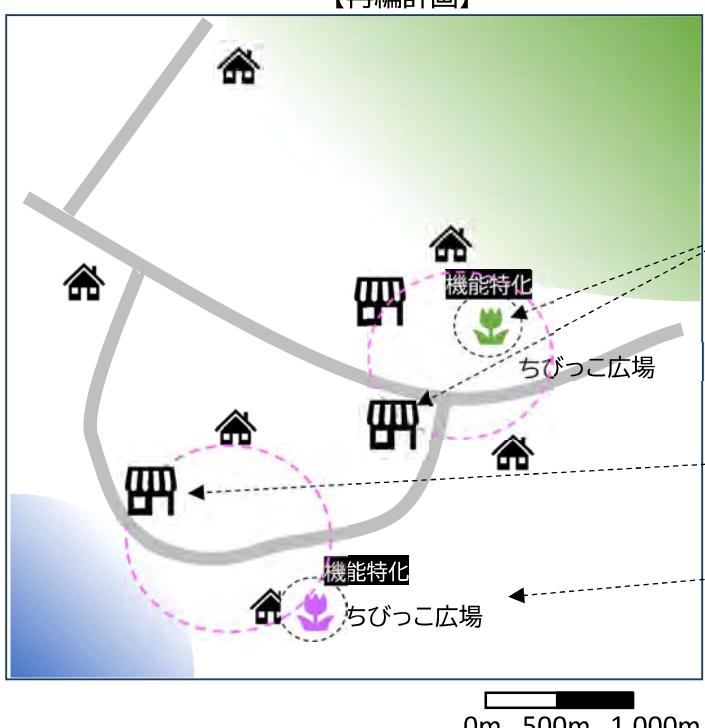


街区公園・児童遊園等  
誘致圏



公共施設等

【再編計画】



市民館や集会所、学校がある地区内の拠点集落に存在する公園や、学校グラウンド、公共施設の広場等の公園類似機能を有する施設の活用を推進する。

公共施設等を遊び場や憩いのスペースとして活用する。

公園が少ないのでコミュニティ利用が想定できる集落内に位置している公園であれば継続利用を基本とする。タイプについては利用現況に応じ見直す。

大きな公園(近隣公園以上)がある場合は、広場や遊具機能等について身近な小さな公園として活用する他、当該機能が不足している場合は大きな公園の一部に追加する。